

12月8日（金曜日）

第5日目

平成18年12月8日（金曜日）

議事日程第5号

平成18年12月8日（金曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 藤 原 明 君

(1) 大館市のバリアフリーについて

① 「大館型バリアフリー情報マップ」構築のため、調査研究を庁内研究会の中に追加するよう提案する

② バリア対策が一番必要なはずの扇田病院の玄関入り口には、車いす用スロープが設備されていない。至急整備を

(2) 大館市公共施設予約システムの導入について

・ システム導入に向けての研究チームを庁内に設置することを提案したい

(3) 大仙市に見る住民参加型公募債発行について

① このような形の事業展開や取り組みをどう考えているのか

② 公募債の購入者は安全で保証されたものなのか、リスクはないのか

(4) 立ち消えとなっている県単犀川河川改修事業について

・ 県に対して再度事業実施の働きかけを

(5) 大館に甲子園予選秋田県大会を誘致するための施設整備を

2. 吉 原 正 君

(1) 市長の市政運営について

① 官製談合について

② 首長の多選について

③ 外部評価システムの導入について

(2) 農業振興について

- ① 品目横断的経営安定対策について
- ② 農業予算の充実について
- (3) 地域医療の連携について
 - ① 地域連携室について
 - ② かかりつけ医の推進について
 - ③ 病診連携をもう1歩進めて
- (4) 子育て支援について
 - ① 保育所の現状について
 - ② 「認定こども園」について
 - ③ 子供課の設置について

3. 相馬エミ子君

- (1) 市長の政治姿勢について
- (2) 下川沿公民館の改築について
- (3) 除排雪対策について
- (4) 松木・商人留にコミュニティーバスを
- (5) 障害者自立支援法の実態について
- (6) 病院問題について
- (7) 子育て支援事業について

4. 佐藤一秀君

- (1) 学校給食について
 - ① 督促の実例は生じている。その報告を願いたい
 - ② 未納問題解決のためには学校と行政が共同体制で臨むこととし、督促は行政が執行すべき
 - ③ 教室に炊飯器を置いて子供たち自身に炊かせたらどうか
- (2) 排水処理基盤の整備について
 - ① 事業の財源確保のため、資金集めの英断を
 - ② 申し込み全基に補助する努力はすべき
- (3) 「認定こども園」への取り組みについて
 - 市立幼稚園を「認定こども園」として申請を
- (4) 長木ダム代替案の着工見通しについて

5. 小畠淳君

- (1) 市の公債費残高と今後の見通し及び財政指標の推移並びに財政計画について
- (2) 合併により増加した各種施設等の配置見直しについて
- (3) 市税等の滞納対策及び納税貯蓄組合のあり方について

(4) 集落営農と農地・水・環境向上対策について

6. 松 橋 日 郎 君

- (1) いじめを克服した子供たちが教えてくれた大切なものの
- (2) 教育基本法は何よりも「命の大切さ」をうたい上げたもの
 - ・ 教育基本法を貫く眞の精神とは何か
- (3) 教師に教育の自由と自主性を保障する以外にいじめの克服はあり得ない
- (4) 教員評価制度は信頼で結ばれる学校で子供は育つという原則を壊して先生たちを分断させてしまう
 - ① 先生たちの信頼関係を壊す制度はやめてほしい
 - ② 教職員間の徹底した議論の場を保証するための具体的な施策を示してほしい

日程第2 議案等の付託

出席議員（59名）

1番	小 畑 淳 君	2番	佐 藤 久 勝 君
3番	佐 藤 一 秀 君	4番	仲 沢 誠 也 君
5番	虻 川 久 崇 君	6番	石 田 雅 男 君
7番	藤 原 美 佐 保 君	8番	山 内 俊 和 君
9番	花 岡 有 一 君	10番	伊 藤 毅 君
11番	畠 沢 一 郎 君	12番	中 村 弘 美 君
13番	成 田 武 君	15番	藤 田 勇 悅 君
16番	斎 藤 一 君	17番	武 田 一 俊 君
18番	花 田 タマ子 君	19番	佐 藤 弘 康 君
20番	阿 部 清 悅 君	21番	八 木 橋 雅 孝 君
22番	千 葉 倉 男 君	23番	田 中 耕 太 郎 君
24番	大 坂 谷 征 志 君	25番	吉 原 正 君
26番	明 石 宏 康 君	27番	田 村 秀 雄 君
28番	安 部 貞 榮 君	29番	岸 義 定 君
32番	殿 村 直 也 君	33番	山 口 富 治 君
34番	渡 辺 久 憲 君	35番	武 田 晋 君
36番	畠 山 秀 義 君	37番	藤 原 明 君
38番	菅 大 輔 君	39番	佐 藤 健 一 君
40番	浅 利 二 雄 君	41番	田 村 齊 君
42番	小 林 平 満 君	43番	佐 藤 照 雄 君
44番	三 浦 義 昭 君	45番	松 田 精 樹 君

46番	荒川邦隆君	48番	岩澤鉄美君
49番	立石由紀君	50番	笛島愛子君
51番	松橋日郎君	52番	岩谷政美君
53番	武田慶一君	54番	相馬エミ子君
55番	高橋松治君	56番	後藤武之丞君
57番	本間一二三君	58番	菊地隆二郎君
59番	武田彰允君	60番	岩渕吉三郎君
61番	田村儀光君	62番	佐々木公司君
63番	斎藤則幸君		

欠席議員（4名）

14番	桜庭成久君	30番	山脇精悦君
31番	菅原金雄君	47番	羽澤一君

説明のため出席した者

市助	長	小畠元君
役	役	佐藤忠信君
収入	長	岐利堅君
企画部	長	田中良男君
財政課	長	木村勝広君
総務部	長	渡辺一男君
総務課	長	斎藤誠君
総務課長補佐	佐	小林浩君
市民部	長	本多和幸君
産業部	長	黒田信行君
建設部	長	鳴海敏雄君
比内総合支所長	長	仲谷正一君
田代総合支所長	長	五十嵐強君
教育長	長	仲澤銳蔵君
教育次長	長	海沼俊行君
選挙管理委員会事務局長	長	渡部孝夫君
農業委員会事務局長	長	大高健一君
監査委員事務局長	長	岩沢慶治君
上下水道部長	長	中山吉行君

市立総合病院事務局長 芳賀利夫君
消防長 鳴海義衛君

事務局職員出席者

事務局長	長谷部明夫君
次長	阿部徹君
係長	小玉均君
主査	畠沢昌人君
主査	畠山慶子君
主査	小笠原紀仁君
主任主事	金一智君

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤 毅君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、藤原明君の一般質問を許します。

〔37番 藤原 明君 登壇〕（拍手）

○37番（藤原 明君） 清政クラブの藤原でございます。会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。新しい大館市になります初めての一般質問となりますので少し緊張しておりますけれども、よろしくお願いします。私たち会派では、去る10月、沖縄県那覇市に参りまして行政視察をしてまいりました。具体的研修内容は、バリアフリーについて、あとは公共施設の予約システムについて、観光行政について、この3点を勉強してまいりました。きょうはその中から2つほど取り上げてみまして、一般質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問の第1点目、**大館市のバリアフリーについて質問いたします。**バリアフリー新法、いわゆる高齢者・障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律は、ことし12月20日に施行される予定と伺っております。当局は、大館市らしいバリアフリーの構築を探るため、府内に研究会を設置するとの報道が先ごろありました。ソフト面での仕組みなどを研究するのが目的で、重点目標として、1. 雪のバリア解消、2. 日常生活のバリア解消、3. ユニバーサルデザイン、どこでも誰でも自由に使いやすくの考えを取り入れた施設整備のこの3点を挙げているとされておりました。私たちは、先ほど言いましたけれども、10月22日から24日の3日間、バリアフリーの先進地、沖縄県那覇市に行政視察に行ってまいりました。那覇市では、「なはバリアフリー情報マップ」なるもので、那覇市内にある公共施設を中心とした各種施設のバリアフリーの情報や地図情報をパソコンで検索・閲覧できるシステムを構築されておりました。正式名は、「地理情報システムなはバリアフリー情報マップ」というもので、那覇市内全域のバリアフリーの対応施設や店舗などで、出入り口や道路の幅、スロープの有無、エレベーター出口の幅、便所及び便房の広さなど約160項目の情報がすぐわかるというものでございました。このシステムの導入予算は総額1,590万円を要したとされておりましたけれども、内訳として、システムの構築878万円、調査費として712万円となっておりました。この事業は、国の緊急地域雇用創出特別事業という補助金の交付を受け、事業が実施されておりました。この緊急地域雇用創出特別事業が当市にも対象となり得る事業なのか、このことを含めまして、「**大館型バリアフリー**

の情報マップ」構築のため、調査研究を庁内研究会の中に追加してくださることを提案するものであります。また、バリア対策が一番必要なはずの扇田病院の玄関入り口には、車いす用スロープが設備されておりません。私は、旧比内町時代の一般質問でもこのことを取り上げてきましたが、これまで実現を見ることができませんでした。小畠市長には、ぜひ現場を確認の上、至急整備をお願いしたいと思いますので、よろしく市長の御所見をお願い申し上げます。

質問の2点目、**大館市公共施設予約システムの導入について**質問いたします。大館市は、合併によりまして公共施設も多岐に及び、また、広域的になりました。テニスコート・野球場などのスポーツ施設、文化活動の拠点となる公民館や文化会館など素晴らしい環境が整い、利用者にとっても思う存分楽しめる状況にあります。しかしその反面、利用するに当たっては、申込人がわざわざその施設を管理・運営している所まで足を伸ばして申し込みに行く必要があります。もっと簡単に予約や施設の空き情報を確認できるようになれば、利便性も向上し、利用率も高まっていくものと考えます。携帯電話やパソコンの普及は、言うまでもなく時代の常識になっております。大館市の公共施設が、携帯電話やインターネットで利用・予約することや空き状況をすぐ確認することができるよう早期に**システム導入に向けての研究チームを庁内に設置することを提案したい**と考えます。市長の御所見をお願いいたします。

質問の第3点目、**大仙市に見る住民参加型公募債発行について**質問いたします。大仙市が、県内の市町村で初めてとなる住民参加型公募債を12月に発行したと報道されておりました。「だいせん未来債」と呼ぶ公募債は、発行額3億円で11月に募集し、学校給食センターの一部に充てるというものでした。県内では、市町村合併により行政と住民の距離が遠のいたとの声も聞かれており、こうした中、公募債の発行は住民との新たなパートナーシップ構築の有効な手段になり得るとも言われております。また、自治体の資金調達方法が多様化する中で、総務省は、公募債は有効な資金調達方法と位置づけているとも言われております。しかし、私から言わせれば、裏を返した言い方をすれば、総務省は国家の危機的財政難の責任転嫁を住民や企業に求めたものとも言えると考えます。今全国の自治体は財政破綻の危機にある所は少なくありません。私は、国や自治体が健全財政であれば何も公募債などというものは発行する必要ないと考えますが、住民や企業が購入した場合どういうメリットがあるのか、また、自治体が公募債を発行するときとはどういう財政状況のときなのか、どういう意義があるのかわかりません。市長は、大仙市のこのような形の事業展開や取り組みをどう考えているのか、また、**公募債の購入者は安全で保証されたものなのか、リスクはないのか**も心配されます。市長の御所見をお願いいたします。

質問の第4点目、**立ち消えとなっている県単犀川河川改修事業について**質問いたします。この事業は、平成15年、秋田県で北秋田地域振興局河川砂防課が、扇田の犀川橋下流左岸の堤防未改修区間延長1,000メートルについて、県単河川改修事業として改良計画を進めていたものと伺っております。しかし、当時地権者の一部の同意が得られないために、工事着手が直前で

断念した経緯があると伺っております。今回、この件について提案する理由を述べたいと思います。理由は簡単でございます。当時反対したとされる一部地権者と直接話し合う機会がありました。その方は私にこう言いました。「藤原さん、当時反対したたった1人とは私のことです。当時とは心境の変化もあり、今は事業促進に賛成したいので、よろしくお願ひします」とのことであったからです。私は、再度お願ひしたいと申し出た地権者の気持ちが痛いほどわかるような気がしました。一度挫折したこの事業を再度事業化することは、大変な御苦労を伴うことと考えます。しかし、この事業の重要性は秋田県として十分認識されているものであります。地権者全員の同意が得られる状況は整ったと考えられます。重要な水防箇所に指定されている点、また、地域住民の災害の不安を早く解消することや優良農地を守る観点からも、もう一度地権者との交渉を進めるとともに、**県に対して再度事業実施の働きかけを強く要望する**ものです。市長の御所見をお願いいたします。

最後、質問の5点目、**大館に甲子園予選秋田県大会を誘致するための施設整備**について質問いたします。秋田県高校野球連盟は、これまで甲子園大会の予選を長い間秋田市周辺で一極開催をしてまいりました。時代の声・要請にこたえるため、平成17年度から県北・県南・中央の3会場で分離開催されることになり、大きくさま変わりいたしました。現在、県北会場は能代球場に固定されておりますが、地元高野連関係者の間では、施設整備が整えば大館会場と能代会場の持ち回りで交互に大会を開催したいものだと言われております。具体的には、達子森運動公園野球場を視野に入れたものであり、駐車場の確保とバックスクリーンのスコアボードを電光掲示にすることが必要条件になるとされておりました。つい先ごろ、大館市内にも少年硬式野球チーム「リトルシニア大館」が誕生し、その説明会に市内外から80人もの子供たちが集まつたとの報道がありました。地元大館の高校から甲子園出場は大館市民の悲願であります。地元大館で甲子園の予選が行われるとなれば、野球少年に夢と希望を与えることはもちろん、県北の野球の普及と発展に大きく貢献することになり、甲子園の道も近いものになると確信するものです。課題は2つありますが、駐車場は野球場南側にある、現在市がストックヤードとして利用している約3町歩の広大な市有地を整備することで解消されます。あの電光掲示板は、5期目を目指す市長の英断があれば、それほど遠くない近い将来すぐ解決するものと考えます。市長、来年10月には東北中学校新人野球大会が当大館市で開催されることに決定されました。選手たちが十分力を発揮できるよう施設整備や管理に特段の御配慮を野球関係者の一人としてお願い申し上げます。市長の御所見をお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**大館市のバリアフリーについて。**①**大館型バリアフリー研究チーム**に、「**大館型バリアフリー情報マップ**」構築のための調査研究を求めるという点であります。従来、バリア

フリー」というと、段差の解消やエレベーターの設置などハード面の対策が中心に進められてきました。これは、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆるハートビル法と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる交通バリアフリー法が、建築物の設計規制や公共交通事業者の責務など、設備に関する規制を中心としていたことによるものであります。議員からお話をありました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー新法は、さきの2つの法律を統合した上で、国民がさまざまなバリアのあることを認識し、高齢者や障害者に協力する義務があることを明記しており、ソフト面の施策も重要であることを規定したものです。私は昨年度から、秋田県市長会の選出により、秋田県バリアフリー社会形成審議会の委員に就任しておりますが、審議会では、ハードだけではない多様な取り組みについて検討を進めております。本市におきましても、それらを参考とし本市に合ったバリアフリーを追求するため、先般、若手職員を中心とした研究会を設置したところであります。バリアフリーに関する情報提供につきましては、それが不十分であれば、そのこと自体がバリアとなってしまうものであり、重要なテーマであると考えておりますので、議員御提言のバリアフリーに関する情報提供システムも研究テーマに加えさせていただき、大館にふさわしい形を探ってまいりたいと考えております。なお、那覇市の例にあった緊急地域雇用創出特別事業補助金は国の奨励制度を使った沖縄県の制度ですが、本市でも同様の制度によって平成14年度から3カ年にわたり、不法投棄の監視や図書館のデータベース作成などを行ってきたところであります。本制度は16年度までの時限制度であり、利用できなくなったことから、今後、類似の補助制度がないかを探ってまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

②扇田病院のバリアフリー対策の充実を求める。正面玄関入り口に車いす用のスロープの新設をということありますが、扇田病院では、昭和58年の改築時に、正面玄関左側の身障者用駐車場から玄関に通じる車いす用スロープを設置しております。その後、正面玄関前に一般車両の乗り入れを認めたことに伴い、ほとんどの患者さんが玄関前で乗り降りするようになったため、スロープが活用されなくなっております。議員御指摘の玄関正面へのスロープ新設につきましては、正面玄関が患者送迎バスの乗り降りを考慮したつくりとなっていること、また、スペースが限られていることなどから、改修に至っておりません。しかしながら、高齢者や障害者を含め、すべての方が利用しやすい環境づくりのため、スロープ設置について再度検討してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、本市には古い公共施設が多く、ハード面のバリアフリーに関してまだまだ不十分な面があると言わざるを得ない状況であります。整備には多額の経費を要しますが、情報提供などのソフト面の施策と組み合わせて、高齢者や障害者にとってより住みやすい町にしてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、大館市公共施設予約システムの導入について。公共施設予約システム導入のため、庁内に調査研究チームの設置を求めるという点であります。議員御指摘のとおり、イ

ンターネットを通じた各種サービスは民間企業では一般的になってきており、本市の公共サービスにもぜひ導入したいと考えております。昨年行った「大館市世論調査　あなたが採点する行政の通信簿」によりますと、自宅でのインターネット利用率は25%程度でしたが、今後確実に増加することが見込まれており、また、昨年総務省が行った通信利用動向調査によりますと、職場等も含め本県でのインターネット普及率は44%に上っております。市では、昨年夏、IT化も含めスポーツ施設の集中管理について検討し、当面は、樹海体育館・比内体育館・グリアス田代の3施設についてホームページへの利用状況の掲載と電話やファクシミリによる予約受け付けを行うこととして、昨年12月から運用しているところであります。また、県においては、県内市町村と共同で電子申請システムを構築しようという動きもありますが、費用的に難しい面があり、なかなか進んでいないのが現状であります。このため、市では府内に調査検討チームを設置し、インターネットにより公共施設の予約ができる簡易なシステムの検討を進め、早期に実施してまいりたいと考えております。

3点目、**大仙市の住民参加型公募債発行について**。①このような試みをどう考えるかであります。公共施設建設等に向けた住民参加型ミニ市場公募地方債、いわゆるミニ公募債につきましては、本年度、大仙市が県内の市町村として初めて発行しております。ミニ公募債のメリットは、購入者にとりましては、今の低金利の中にあって比較的の利率が高いことや満期までの期間が短く、額面も小さいため購入しやすいことが挙げられ、一方、発行者である自治体にとりましては、発行目的の明確化により住民の市政への参画意識が高まることや資金調達方法が多様化できることなどが挙げられます。一方、公募債は、過疎債や合併特例債と比べた場合、交付税算入されないというデメリットがあります。このため、来年度に事業化を予定しております仮称北地区学校給食センターの財源には、元利償還額に対し交付税の需要額算入がある合併特例債の充当が財政的に有利であると考えております。今後、地方分権が進みますと交付税算入がない単独事業が増加することも予想されるところであり、事業内容によってはミニ公募債の発行も資金調達の有効な手段の一つになると考えております。

②**公募債購入者は安全で保証されたものか。リスクはないか**についてであります。公募債は銀行を通じて発行することから、債権証書そのものの信頼性は確保され、また、発行元が自治体であることから、財政再建団体でない限りリスクは少ないものと考えております。

4点目、**立ち消えとなっている県単の犀川河川改修事業について**。県に対し再度の取り組みを求める働きかけをというお尋ねでありますが、犀川の改修につきましては、議員がおっしゃるとおり、平成15年度に県単河川改修事業として、事業着手に向け準備を進めておりました。一部地権者の強い反対があり、同年10月に事業着手を断念した経緯がございます。その後、地域住民からの要望もあり、再度市担当者も反対者と会いまして意思確認をしたところ、一部条件はあったものの事業自体には協力していただけることを確認しております。このことを踏まえ、北秋田振興局に事業の実施を改めて要望したところ、「管内には数多くの要望箇所があり、

早期実施は難しい」との返事がございました。市としましては、重要水防箇所として指定されている所であり、地域住民の不安を早期に解消し、また、優良農地を守る意味からも、この河川改修はぜひとも必要であると考えており、県に対し引き続き早期の事業実施を強く要望してまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

5点目、大館に甲子園予選秋田県大会を誘致するための施設整備を。達子森運動公園野球場の施設整備をして、甲子園予選秋田県大会の誘致を（駐車場の確保と電光掲示板の改修）についてでありますが、達子森野球場は、過去にプロ野球2軍の試合を開催したこともあり、規模的には甲子園秋田県予選を十分に開催できる球場であると考えております。議員御提言の秋田県大会誘致のための施設整備につきましては、長根山野球場や田代野球場を含め、駐車場の確保や電光掲示板の設置など、市の運動公園全体の整備の中で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 次に、吉原正君の一般質問を許します。

〔25番 吉原 正君 登壇〕（拍手）

○25番（吉原 正君） いぶき21の吉原です。一般質問も4日目となりますと、お手元の私の通告した質問の約半分は既にそれぞれの議員の方によって質問されている項目でございます。二番せんじとなりますけれども、私としても誰も質問しないだろうという予定でつくった質問でありますので、多少の手直しはしましたけれども、予定どおり質問させていただくことをお許し願います。

初めに、**市長の市政運営について**であります。何人かの方が政治姿勢や市政運営について伺っております。小畠市政4期約16年を振り返っての市長の行政手腕や業績の評価を問うものもありました。私は市議会議員としてはまだ1年半でありますので、小畠市政の特色やあるいは政治手法を十分にわかっていないと自覚しております。以下の項目は、きわめて市民の目線での素朴な質問であります。まず、**官製談合について**であります。福島・和歌山両県での知事の逮捕に続き、きょうの新聞では宮崎県の知事もきょう中に逮捕されると載っておりました。これらの官製談合事件の概要は、もうマスメディアを通して皆さん既に御承知のことと存じますので省略します。そもそも官製談合とは、入札を実施する官公庁の職員等が入札業者を指定したり、予定価格を漏らしたりして入札に関する談合のことで、2003年に施行された官製談合防止法によって罰則が設けられたものであります。1933年の全国に吹き荒れたゼネコン汚職以来、自治体の首長から、あからさまな天の声が出ることは少なく、かわって周囲の人物が受注調整に重要な役割を果たすようになったと言われ、今回の各県の場合もその典型的な例とされております。前宮城県知事の浅野史郎氏は「業者は死に物狂いで天の声を発してくれる人を探している。知事はみずから談合に関与しないだけでは足りず、親族や側近にも業者の攻勢に捕まら

ないよう命じなければならない」と警鐘を鳴らしております。こうした事件の最大の不幸は、嘗々と築いてきた住民との信頼関係が一気に崩れ、政治不信を増大させることであります。昨日の新聞では、北海道の深川市長も談合で逮捕されるなど、市長も他県のことながら心痛めているのではと推察するものであります。市長の率直なる感想と、こうした事件は大館では起こさせないと決意のもと相応の対策が必要かと思いますが、防止のための十分機能する体制となっているのかお尋ねします。

次に、**首長の多選について**であります。私は多選を一方的に悪いと決めつけるものではありません。ただメリットとデメリットを比較したときにデメリットの方が大きいのではというのが一般論であります。ここに首長の多選についての研究レポートがあります。この中でメリットとしては、「長期的ビジョンに立って政策に取り組むことができ、4年ではできない結果を出すことも可能とする」とあります。また、デメリットとしては「人事の停滞や職員の士気の低下、首長に不利な情報や助言をしなくなり、専制に走ってしまうおそれがある」と言われております。市長は今定例会の冒頭に5期目の出馬を表明しましたが、あと半年という現在でも対立候補は見えなく、独走態勢のようにも思われます。このレポートでは「4期目での多選批判に勝利した首長は、5期目は選挙前に当選が事実上決まってしまうほど強い」との分析データを出しております。小畠市長にとっての最大の難敵は対立候補者ではなく、多選による弊害と言われることのない市政運営にいかに心がけるかにかかっていると私は思います。市民に不安や疑念があるとすれば、どういう形で払拭できるかを含め、多選についての御見解があれば伺いたいと思います。

次に、**外部評価システムの導入について**伺います。今日ほとんどの自治体で内部での事務事業の事前、あるいは事後評価を行うようになっていると思われます。これによって事業の目的やコスト、成果等を点検し、行政のむだを省き、効率性を高めるなど行財政改革を進めていく上でも有効な手段として広く認知されてきたからであります。しかし、行政サイドの内部だけでの評価では本当に市民が満足しているのか、あるいは市民の側から見たむだや非効率などはなかなか反映されにくいものだと思います。こうしたことから内部での評価・検証はそれとして、市民参加型の評価システムを構築する自治体がふえてきております。市長は行政の透明感を上げ、クリーン感を増すことが大事と答弁されておりますが、それにつけて市民参加による事業の検証が行われるならば、よりガラス張りの市政が進められるのではないかと私は思うであります。市民参加の方法をどうするかは各自治体ごとにそれぞれ違いがあるようで、大館に合った方式を構築することが大事だと思います。こうした市民参加型の行政の外部評価方式を導入することについての市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、**農業振興について**であります。この問題についても、それぞれ何人かの議員がもう質問しております。第1点目は、**品目横断的経営安定対策について**であります。国の農業政策上の大きな転換となるこの対策については、昨年の9月定例会の一般質問でも私は取り上げ、特

別チームをつくるぐらいの気持ちで頑張ってほしい旨申し上げております。産業課やあるいは農協・農業指導センターを中心とした精力的な取り組みには一定の評価をしたいと思います。しかし、農家の側の方で制度の理解や受け入れに時間がかかっている状況もあると思います。この項については、次の3点について具体的にお尋ね申し上げます。第1点目は、この安定対策への当市としての取り組みの目標値と現在の状況について、まず伺います。2点目は、集落営農の組織化の課題は経理の一元化とされております。そして、その経理の事務量の多さや煩雑な処理を軽減するためのソフトの開発や、あるいは行政や農業関係の指導と援助が必要だと言われておりますが、これについての対応策について伺います。3つ目は、これも既に聞いておる方がおりますけれども、この対策に該当しない農家や地域は今後の営農に大きな不安を感じておりますので、それらの農家や地域の救済策やあるいは今後の方向性について伺いたいと思います。

次に、**農業予算の充実について**であります。19年度の予算編成に当たり、財政状況はきわめて厳しいことは承知しております。しかし、合併後の本市の農業地域は大きく広がり、農業の経済力低下は市全体の景気にも大きな影響を与えます。農林水産省のデータによりますと、農業を主業とする農業所得は2003年が474万円となり、5年前の539万円から大きく落ち込んで、都市と地方の格差を示す1人当たり県民所得比較では2003年度が3大都市圏で326万円なのに對し、地方圏は265万円で61万円の差が出て地方の地域経済の活力が低下していることを裏づけております。本市の農業委員会の建議にもありますが、基幹産業としての新たな構造改革を進めていく上でも、農業予算の確保と充実のもとに、市の農業施策を効率的に展開されることを強く望みます。

次に、医療の関係について伺います。我が会派で岩手県立久慈病院を視察したのは、同僚の佐藤弘康議員がさきの質問でも述べましたが、立地条件や環境の違いなどはあるものの、病院経営や医療のあり方など大いに参考になりました。医師の確保には同様に苦労しているものの、研修医が現在11人在籍して、研修後一たん大学の医局に戻して一人前になったときにそのうちの何人かは帰ってくるのであるとの院長のお話でした。長い待ち時間に悩まされている人にとつては完全予約制のシステムは患者も医師も計画的に時間を使うことができ、また若い人でも職場を休まなくても受診できるなど、大変いい制度だと私は思いました。また、経営面では、1日の診療単価が平成17年実績で久慈病院が3万4,864円に対し、大館市立総合病院では2万7,274円であると院長みずからがインターネットで市立病院の経営状況を調べており、この診療単価は余りに安いのではと逆に指摘されました。市立病院には市立病院のそならざるを得ない要素があるわけですけれども、大館市立総合病院の中期経営計画では平成21年度でも3万231円と久慈病院とは約5,000円の差があります。病院改築後はこれらの点を十分考えながら大いに経営改善を進め、より患者に優しい病院体制の構築に努力していただきたいと思います。さて、今回のテーマは**地域医療の連携について**であります。**地域連携室**については今回この質問をす

るため、病院のホームページを見た中で初めて設置されていることを知りました。私の勉強不足でありましたけれども、提案するつもりが設置済みということなので、その現状について、その機能と最新1カ月の業務の実績について伺いたいと思います。

次に、**かかりつけ医の推進**についてあります。大館市立総合病院が2次医療圏の中核病院としての機能を十分に果たせないほど忙しい、現在のマンパワーではもう限界であるとの声が現場からは聞かされ、近くのかかりつけ医を持つことの必要性が指摘されております。また、医師会側からも中核病院として機能させていくため、ひざをつき合わせて議論していく必要があるとの提言もございます。厚生常任委員会での総括で、かつて地域連携について私が発言したときに市長も患者は第一義的にはかかりつけ医に行き、必要に応じて市立病院を受診してほしい旨を述べております。もう言葉での理想論ではなく、具体的に医師会と顔をつき合わせ、どういう方法でやるのか、市長が先頭に立ってでも推進しないと事は前に進んでいかないと私は思います。これはある市のかかりつけ医に対するパンフレットでありますけれども、健康管理のパートナーとして、かかりつけ医が必要なこと。それぞれの個人個人の状況を十分に把握して、もしどうしても高度な医療やあるいは検査が必要なときにはきちんととした専門病院の紹介などもきちんとするという、そういう内容のパンフレットで地域住民にかかりつけ医をぜひ持っていただきたいということを広く勧めております。こうしたことでも考えながら市長には積極的なこのかかりつけ医の推進をお願いしたいものです。

次に、**病診連携をもう1歩進めて**についてあります。地域医療の連携についてインターネットのヤフーで検索しましたら、334万件がヒットしました。それほど全国でさまざまな連携が展開されております。地域連携室を通しての、紹介状を介しての開業医との連携はほぼ常識的で、地域内の高額・高度な医療機器の共同利用や中核病院のベッドの一部を開業医に提供する開放型病床、また地域共通の電子カルテの導入など先進事例に学びながら、大館でやれることから医師会と話し合いを進めてほしいと思います。医師の確保に常に不安を抱えている今日、市民の健康と医療は、市立総合病院ばかりでなく、開業医と手をとり合って地域全体の医療機関で責任を負うという認識を共有し合えるよう頑張ってほしいものと連携の強化を提案するものであります。

最後の項目となります**子育て支援**についてあります。保育所の現状について、現在の待機児童の状況と今後の見通しについて簡単に伺います。

次に、「認定こども園」についてあります。幼稚園と保育所を一元化した「認定こども園」がスタートしました。認定を受ければ保護者の就労の有無にかかわらず、すべての就学前の子供が利用できることなど園児が集まりやすいなどのメリットがある反面、財政的なメリットが少ないとの指摘もあります。しかし、保育所と幼稚園の長所をあわせ持つ施設としての魅力はあると思います。市としてこの「認定こども園」にどういう形で取り組んでいくのか、方針がありましたら伺いたいと思います。

次に、**子供課の設置について**であります。現在本市では、幼稚園は教育委員会、保育所は福祉課が担当しており、児童手当・児童扶養手当などは福祉課、乳幼児医療費の助成などは保険課など、子供に関するさまざまな手続や助成制度なども複数の課で担当しています。子育て支援の充実が叫ばれているが、市独自の財政的支援は厳しい中で、せめて子供に関する窓口をできるだけまとめ親の利便性を図り、あわせて子育て支援を総合的に進めることが大事かと私は考えます。出生から就学前までのすべての子供にかかる事務の統合をぜひ検討されることを提言いたします。

以上で、壇上からの私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの吉原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**市長の市政運営について**。①官製談合について。最近、全国各地で談合事件の摘発が相次ぎ、知事並びに三役がかかわったとされる官製談合事件につきましては、大変遺憾に感じているところであります。本市では、談合及び官製談合防止対策として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、入札に参加する資格を有するすべての方が希望すれば競争に参加できる公募型指名競争入札制度を平成15年10月から建設工事全般に適用しております。また、工事の予定価格の公表など入札に関する情報公開を積極的に進め、工事発注の公正性と透明性の確保に努めているところであり、今後も入札の透明性をさらに高めてまいりますので、御理解を申し上げます。

②首長の多選について。他の議員の御質問にもお答えしておりますが、続発している談合事件などは、単純に多選の弊害では片づけられない問題であると考えております。また、こうした事件を防止するためには、日ごろの行政執行の中でクリーンさや透明性を高めるシステムづくりが大事であり、納税者である市民の皆様に行政がきちんと見えるようにし、関心を持ってもらえるようにすることが大切ではないかと考えております。私としましては、こうした考えのもとに平成11年に情報公開条例を施行し、市長交際費を初め市の業務の中身を広く見ていただけるようにしてきたところであります。また、人事につきましても、人事担当の部・課長職が固定化しないように心がけるなど、誰が見ても納得できるような人事に努めているところであります。今後も市民の皆様から不信感を招くことのないよう、透明性や公正性、公平性を高めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

③外部評価システムについて。行政評価は、厳しい財政状況の中で、これまで実施した事務事業の評価やその後の効率的な事務事業の選択、さらには市民に対する積極的な情報公開の面からも有効な手段であると考えております。そのため本市では平成16年度に11件の試行を行い、昨年度は17件の事務事業について実施したところであります。現在、各課ごとに課題となる業務等について指標を設定しながら、80件についてP D C Aサイクルにより取り組んでいるとこ

ろであり、今後も順次適用範囲の拡大を図ってまいります。御質問の外部評価システムは、経費の課題もありますので、いましばらくはその効果などの情報収集に努めたいと考えております。また、議員御指摘の市民の受けとめ方とのギャップをできるだけ解消するために、市民アンケートによる「行政への通信簿」を引き続き実施して、市民の皆様の御意見・御提言を取り入れてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、農業振興について。①として品目横断的経営安定対策についてありますが、品目横断的経営安定対策の導入に向けた本市の行動計画では、認定農業者411人、集落営農51組織、合わせて462経営体の設定を目標に掲げ取り組んでおります。11月末現在、認定農業者は334人、そのうちこの加入要件を満たしている認定農業者は206人で、集落営農については9集落において任意組合の設立に向けて話し合いを進めており、今月15日には、本市で第1号となる中野集落営農組織が設立される予定となっております。次に、集落営農組織の経理につきましては基本的には組織で行っていただく方向で進めておりますが、経理担当者がいないことにより組織の立ち上げに支障を来す場合は、JAで経理事務の委託を受ける方向で検討しております。また、経理ソフトにつきましては、JA秋田中央会で集落営農ソフトを開発しており、今後大館集落営農推進協議会が主体となって運用の研修会を予定しております。さらに、この対策に該当しない農家や地域に対する救済策についてですが、昨日の小林議員にも申し上げましたとおり、平成19年度からの3年間、稲作構造改革促進交付金が創設され、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている生産者に対しては助成されることとなっております。市では今後3年間に35%程度の転作田を活用して、アスパラガス・山の芋・葉たばこ等の所得率の高い作目への作付を積極的に進めるなど、米と所得率の高い作目を組み合わせた複合経営へと誘導し、農業所得の確保に努めてまいります。

②農業予算の充実について。農林業政策におきましては、厳しい状況下にあっても地域の特色を生かしながら事業を展開しているところであります。本年度の農林業予算総額は当初ベースで約19億6,000万円であり、農業につきましては、農業夢プラン応援事業、中山間地直接支払い事業、地域で創る水田農業支援事業、大館・比内地域のため池整備事業、田代地域の中山間地域整備事業、笹館地区基盤整備事業、農業集落排水事業などを、また、林業につきましては、森林整備活動地域支援交付金事業、林道整備事業、森林整備事業などを実施しております。今後とも、各種補助事業等を活用しながら、また、地域の特色を生かしながら効果的な農林業政策を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目、地域医療の連携について。①地域連携室についてありますが、市立総合病院では平成14年度に地域医療連携室を設置して、地域医療の連携に関する事項、他の医療機関への紹介時の手続、医療費に関する相談、在宅ケアに関する相談などを行っております。患者紹介の実績につきましては、10月では、他の医療機関から紹介されて来た方は405人で、新規の患者の16.7%を占め、他の医療機関に紹介した方は211人で、同じく8.4%となっております。患者

さんからの相談につきましては、同じく10月で220件であり、その内訳は退院・転院にかかるものが119件と最も多く、次に在宅ケアに関するもの、医療費に関するものとなっております。今後も病病連携・病診連携を推進するため、地域連携室の機能強化を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

②かかりつけ医の推進。市立総合病院への外来患者の集中を解消するため、風邪や腹痛などの日常的な病気は、1次医療機関である開業医、いわゆるかかりつけ医を受診し、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院は2次医療機関である総合病院が取り扱うという方針は、大館北秋田医師会との間で設置している地域医療連携推進協議会で確認しているところであります。しかしながら、1次医療・2次医療という専門的な言葉や、地域に密着しているかかりつけ医の優位性の宣伝不足などにより、なかなか浸透していない現状であります。今後は、さらに医師会との意思疎通を図り、かかりつけ医制度のPRと普及に努めてまいります。

③病診連携をもう1歩進めて。医療機器の共同利用につきましては、市立総合病院において、地域の開業医等からの委託検査を実施しております。また、市立扇田病院では、本年11月に大館北秋田医師会との間でCT、MRI検査の実施委託契約を締結し、既に開業医が扇田病院のCTを利用し検査を行った実績があります。しかしながら、医療機器の共同利用はまだ緒についた段階であり、議員がおっしゃるとおり、地域の医療資源を有効に活用していくため、今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。開放型病床につきましては、先進地の実績や成果を十分調査した上で、大館北秋田医師会とも協議を行い検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

4点目、子育て支援について。①保育園の現状について。本市では、待機児童の解消のため、本年度当初に城南保育園20人、釧路内保育園15人の保育児童の定員増を行い、入園児童数の拡大を図ってきたところであります。また、その後、非常勤保育士の採用等で定員の弾力化を図ってきたところ、年度当初の待機児童数は81人でしたが、5月から12月までの8ヶ月間の平均待機児童数は14人となっております。本年の傾向としましては、すこやか子育て支援事業における保育料助成制度の拡大により、経済的負担の軽減が図られたことから、ゼロ歳児を中心とした入園申し込みが増加し、市立保育園の入園児総数は993人と、前年比で109人増加しております。来年度につきましては、今月から入園申し込み受け付けを開始しており、問い合わせの多さなどから、本年度と同程度の入園希望者数を見込んでおります。今後も非常勤保育士等を確保しながら、必要に応じて保育園の定員増を図り、待機児童解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

②「認定こども園」について。子育て親子の新たなニーズに対応するため、本年10月から「認定こども園」制度が創設され、県内では既に5施設が認定されております。保育所と幼稚園機能を兼ね備えた「認定こども園」を実施することは、就学前の教育・保育の一元化を実現する有効な手段でありますことから、本市といたしましても今後、民間施設も含めて、その導

入を積極的に進めたいと考えております。

③子供課の設置について。子育てに関するさまざまな支援制度や手続方法については、市広報やパンフレット等で積極的に周知に努めているところであります。議員御指摘のとおり、市民の利便性の向上や子育て支援を総合的に取り組むためには窓口の一元化が必要であると認識しておりますので、市の機構改革とあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○25番（吉原 正君） 議長、25番。

○議長（伊藤 毅君） 25番。

○25番（吉原 正君） 地域医療の連携については、今までにもさまざまな議論がされてきましたし、今回の定例会でもそれぞれの議員が取り上げられております。市立病院の側、あるいは医師会の側、あるいは行政のトップである小畠市長も3者みんな同じような考え方を持ちながらなかなか前進していかないというところに問題の大きさもあるかと思いますけれども、これほどさまざまな議論しているのですから、どうにか具体的な形で前に1歩でも2歩でも進めてこの状況を開拓していくような、そういうことが私は必要だと思いますので、私は市長が先頭に立ってでもということを申し上げましたけれども、やっぱり病院の院長も忙しいでしょうし、医師会の方もそれぞれ自分の意見を持ちながら忙しい、そういうさまざまな状況もあるかと思いますけれども、市長もそういうことを考えながら、ぜひこのような状況を前に進めるような、そういうことに努力していただければ本当にありがたいものだと思っております。それから子供課の設置については、機構改革とあわせて検討したいということではありますけれども、やっぱり子供を持つ親御さんはその子供を連れてあちこちに、これはどっち行つたらいいだろうか、これはこっちでなく向こうだとかそういうことのない、やっぱりこの子供に関する相談なりあるいはさまざまな手続は一ヵ所そこに行けばすべてのことがわかるし相談に乗ってもらえるという、そういう体制づくりはやっぱり子育て支援についてさまざま議論されている中で行政の側としてできることでありますので、ぜひ一日も早い実現の方向を望みたいと思います。この2点についてお考えを聞かせていただければありがたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。先ほど議員の方からも御提言ございましたけれども、他病院見てみると、予約受け付け制度とかいろいろな制度が進んできているのも基本的には患者数が一定程度であればそれも実現可能なわけであります。それを実現可能にするためにはどうすればいいかということになると、まさに病診連携を進めて1次医療で分担できるものについては1次医療でしっかりと分担していただくということになると思うのであります。その意味でもさまざまな病院改革の前提にはそういった地域医療の連携というこ

とが一番大切ではないかと私も認識しておるところであります。今後とも医師会・市病関係者と十分に話し合いながら、市民にこれからも積極的に訴えかけていきたいと思います。市立病院も忙しい、医師会も忙しい、市長も忙しいのでありますけれども、頑張ってまいりたいと思います。

それから2点目の窓口一本化については、おっしゃるとおりだと思います。できるだけ早急に実現するよう努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

相馬エミ子君の一般質問を許します。

〔54番 相馬エミ子君 登壇〕（拍手）

○54番（相馬エミ子君） 市民クラブの相馬エミ子でございます。くじ運が悪く今回23番の登壇となってしまいました。非常に残念でございます。質問内容もかなり重複をいたしておりますが、私なりに角度を変えまして質問をしたいと思います。また4日目ともなりますと、当局の皆様も大変お疲れと思いますが、どうか答弁の方、粗末にならないように明快な答弁を願うものであります。それでは早速質問に入ります。

初めに、**市長の政治姿勢について**であります。いよいよ来春4月には、合併後初めての選挙が予定をされております。しかも、新しい大館市を決めるとしても大事な選挙でもあります。市長や私たち議員にとって4年任期の真価が問われる大きな試練であります。これまで態度を表明してこなかった小畠市長もやっと今議会冒頭に5度目の立候補を決意されました。「大館を強くたくましくの一念で、しかも重大な時期を乗り切ることが合併を進めてきた市長としての責任であり、大きく羽ばたかせることが使命と考え出馬を決意した」とこのように述べられております。今のところ対立候補の動きはなく、小畠市長の表情からは余裕すら感じられておりますが、「無競争だけは許してはならない」というのが大方の市民の声であります。顧みますと、4年前の市長選でわずか6,000票という小差で勝ち抜いた大変際どい選挙であったことは記憶に新しいわけですが、ちなみに相手候補の1万7,658票という得票は、小畠市長に対する紛れもない批判票でもあったわけであります。相手候補の出おくれば、ややもすれば逆転した選挙とまでも言われました。さて、小畠市政がスタートしてから15年8カ月が経過し、残されましたあと5カ月足らず。そこで市長の政治姿勢について伺います。市長は「合併してよかったと実感してもらいたい」とこのように述べておられます。比内や田代の方々からは「負担だけがふえて何もいいことがない」こういう声が聞かれます。しかも自分の組織

拡大を進めるために比内地域や田代地域に意欲的に出かけては相変わらずのサービス精神が旺盛で何でも引き受けてくる、約束をするなどリップサービスが多過ぎるのではないかとこのように言われておりますが、いかがでしょうか。確かに選挙が近くなりますと、焦る気持ちもわからないわけではありません。おかげで市長の部下である職員は、それを受け対応に大変苦慮しているようあります。市長は市民の命と財産を守るのが使命であり、残されました5ヶ月間、市民に公約したことを守るためにも最善の努力をしていただかねばなりません。そこで市長にお尋ねしますが、「大館を強くたくましくのこの一念で駆け回ってきたのが実感である」とこのように述べていますが、これまでの任期をどのように検証し評価されているのか、お伺いをいたします。また最近、政治家による談合や汚職事件が後を絶ちません。このようなことが政治不信を招く大きな要因になるわけですが、福島県の汚職事件では、前知事が5期18年近い間知事職にあり、長期県政のよどみが事件の土壌にもなったと言われるように、社会の仕組みが政・官・業の癒着構造の中で運営されているから談合や汚職事件などが後を絶たないのでないかと思うのです。市長は、このような問題をどのように受けとめておられるのか、お伺いいたします。そこで、福島県の前知事の汚職事件で辞職にまで発展し、県政刷新を訴えた佐藤新知事は、みずからの責任を長くても3期とすることを公約に掲げたのであります。そこで多選弊害についてお伺いします。この問題は多くの議員も取り上げておますが、あえて質問します。秋田県の寺田知事も多選弊害を訴え、自分の任期を3期までと明言し公約しているように、本人が多選自粛を自主的に宣言すれば、憲法上の論点に踏み込まずに多選の弊害を取り除くことができると思うのです。しかし、自民党でも知事や政令指定都市の市長の場合、4選以上の候補は推薦をしない方針を決定するなど、いろいろな動きが出ているようです。そこで小畠市長にお伺いしますが、これまでの大館の市長選では3期で交代しているのが特徴となっています。小畠市長の場合、5期目を目指すということですから例外であります。また、記者会見の中でも「多選批判を甘んじて受ける」、また、答弁の中では「多選は弊害にはならない。また1期でもあり得ること」とこのように答弁をしております。しつこいようですけれども、あえて多選弊害について市長はどのように受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

次に、**下川沿公民館の改築について**であります。当市内の10カ所の地域にそれぞれ公民館があり、「社会教育の場として家庭・学校・地域の連携・融合を推進し、学びあい教えあいながら学習の輪を広げ、青少年の健全育成とコミュニティー意識の一体化を図る」また、「町内会や地域団体との連携による活動を支援し、各種講座や事業を通じたコミュニティー意識の醸成を図る」とありますように、生涯学習や地域住民の触れ合いの場として多くの市民に活用されている施設であります。しかし、これまで手をかけてこなかったツケが老朽化を進めてしまい、どこの公民館も改修や改築が一遍に必要となってきているのが現状であります。計画によりますと、現在改修事業が進められている二井田公民館が本年度中には完成する予定と聞いています。平成20年には十二所公民館、次は矢立公民館となっているようですが、当地域の下川

沿公民館も築28年を経過しており老朽化している上、何よりもステージのある講堂が狭く、行事があるたびに不便を感じているのが現状であります。また、下川沿地域は御存じのように市内で唯一人口のふえている地域でもあり、講堂以外にもトイレが壊れて使えないものもあるなど、和式はしかもくみ取り式で夏場は悪臭が漂う、また足腰の弱い高齢者が使えないなど苦情も出ています。このようなことなどからも施設全体を調査・点検するために新年度予算に調査費を計上し、計画に載せるべきと思いますが、いかがでしょうか。下川沿公民館の改築についての市長の前向きな考えをお聞かせください。

次、**除排雪対策について**であります。2006年の年明けを豪雪の中で迎えたことしの冬は、記録的な大雪と強い寒波に見舞われ、日本列島が寒さに震え上りました。雪国の宿命とはいえ、改めて自然の恐ろしさを思い知らされた冬ではなかつたでしょうか。しかもこのような異常事態が発生したことにより、例年より2億3,000万円をも上回る除排雪費となり、人手も予算も追いつかない厳しい状況の中で基金を取り崩しての対応となるなど、きわめて異例な豪雪を体験したのであります。また冬の季節を迎え、雪との戦いが始まるわけですが、果たしてどの程度の雪が降るのか、もう考えただけでも気が重くなるのは私だけでしょうか。しかし備えあれば憂いなし、除排雪対策は万全かということで、次の3点についてお伺いいたします。1点目として、さきの3月議会でも取り上げました市としての町内の除排雪場所の確保と市民総参加による町内ごとの一斉除排雪デーについての取り組み状況についてお伺いをいたします。次に2点目として、地域ごとのボランティア体制についてお伺いしますが、ことしの大雪で例年の10倍を超えるボランティアの要請に対し対応することができなかつたということですが、今回の豪雪を特訓にどのようにボランティアを生かしていくつもりなのか、お伺いいたします。例えば、豪雪に限らず、いつどんな災害や天災が来てもすぐ対応できるように地域ごとのボランティア体制をこの機会に設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。もちろん地域の公民館を中心にボランティアを登録させ、行政協力員や消防署との連携なども視野に、すぐに対応できる顔の見える地域ごとのボランティア体制に取り組む考えがないのかどうか、当局の考え方をお聞かせください。次、3点目として、除排雪業務の評価制度導入についてであります。この制度は除排雪業者間の格差への対応として、青森市がいち早く導入しているものです。市民からも大変高い関心が寄せられている制度であります。当市でも市内の業者に除排雪を委託しているわけですが、雪のトラブルや苦情が多く、職員がその対応に大変苦慮しているようあります。確かに私のところにも冬になりますと除雪に対する苦情が多く、業者間の格差があるようにも思います。そこで当局にお伺いしますが、評価制度を導入することによって業者間が刺激をし合い、除排雪がよくなることは市民にとっても願ってもないことであり、この制度を導入することで具体的な問題点やまたその原因は何か、その対策について協議し改善を図っていくことで苦情も少なくなるのではないでしょうか。しかも徹底した除排雪になると思われますが、いかがでしょうか。除排雪業務の評価制度導入についての市長の考え方をお聞かせくだ

さい。

次に、**松木・商人留にコミュニティーバスを**。地域住民の生活の維持・発展に重要な役割を果たしている最低限の公共の交通手段である地域のバス生活路線は、過疎化の進行、マイカーの大幅な普及などにより大変厳しい状況にあります。補助制度の変更なども相まって、利用者の少ない不採算路線の維持がますます厳しくなってきているのが現状のようあります。しかし、生活バス路線の縮小・撤退は、地域住民、とりわけ高齢者、児童や障害者、通学生や車を持たない交通弱者に大きな影響を与えかねない問題でもあります。そこで、市が導入を決定し、その運行を秋北バスに依頼する形で現在、二井田・真中地区で始めているコミュニティーバスについてお伺いをいたします。この事業は国の特別指定生活路線としていますが、2年間の期間限定の補助制度のため、平成18年4月からは県の補助制度に移行しての運行となっているようあります。このようにバス路線の乗車率の低下に伴い、路線の廃止が続いた二井田・真中両地区の公共の足としての交通手段を守るためスタートさせました「さわやかみなみ号」もことして3年目となり、地域住民に喜ばれている事業でもあります。利用状況を見ますと、本年度上半期の二井田・真中両路線の利用者数1万4,114人、前年度に比べて4.0%減少しているものの、ほぼ横ばいとなっており、利用者がすっかり定着してきていることがわかります。このようにコミュニティーバスは地域の足としてすっかりと定着をし、交通弱者と言われる高齢者や障害者、児童や通学生にとって必要不可欠な交通機関であると思います。そこでお伺いしますが、大館市内にはバスが運行されていない空白地域があるのを御存じでしょうか。高齢化が急速に進んでいる今、病院通いや買い物などの交通手段がないため、毎日の生活もままならない状況に置かれているのが現状であります。特に釧路内地域の松木や商人留町内では病院通いや買い物に出かけるときはタクシーを頼るしかないので。しかし、タクシ一代を考えると病院へ行くこともできない状況にあると聞いています。特にひとり暮らしがふえている今日、このような空白地域を調査し、新たな地域でのコミュニティーバスを導入する考えはないかどうか、お伺いをいたします。

次に、**障害者自立支援法の実態について質問をいたします**。ことし4月から障害者自立支援法が施行され、障害者の施設や在宅サービスの利用に応益定率1割の負担制度が導入されました。しかし、そのことによって施設の退所や作業所への通所を断念する人などが出てきていると聞いています。ホームヘルプサービス利用の制限によって障害者の生活を直撃し、生活水準の低下を招いているなどの影響を与えているようあります。また一方、障害者施設では報酬単価の引き下げや日払い化によって、運営の継続が困難な状況に追い込まれているなど、いろいろな問題や課題が出てきているのがこの4月にスタートした障害者自立支援法の現状と言われています。さらにこの10月から新サービス体系への移行や新たな障害者程度区分に基づく支給決定など自立支援法の本格的な施行が始まり、障害者・家族・事業所への影響はますます深刻さを増している状況であります。そこで当局にお伺いしますが、障害者自立支援法が施行さ

れて8カ月が経過しています。応益負担の定率1割が導入されたことにより、障害者・家族、また自治体への影響調査などを行っているのかどうか。また、障害者施設での運営状況などについてもあわせてお伺いいたします。また、障害者福祉サービスを主な内容とする法律にさらに分野の異なる医療を入れ込む自立支援医療制度として定率応益負担を導入することは、所得の低い障害者・障害児の受診の抑制や医療を中断することにもなりかねず、またひいては生命の維持にも直結することになる問題でもあります。地域生活の継続や再発防止・自殺防止のためにも医療が果たしている役割が障害者にとっていかに大きいか踏まえるべきであり、医療負担を増加させることは自立支援に相反する問題であると思うのですが、市長はいかがお考えでしょうか。このようなことなどからも施行後いろいろな混乱が続き、問題視されている制度もあります。このことを重く受けとめている各自治体では、サービス利用料・自立支援療養費などについて、独自の負担軽減策を取り組んでいる自治体も出てきています。そこで市長にお伺いしますが、ノーマライゼーションの社会づくりを地域から進めていくためにも、また障害者の自立と社会参加を目指す立場からも、市独自の負担軽減策に取り組む考えはないかどうかお聞かせください。

次に、**病院問題について**であります。北海道滝川といえば、つい先ごろ小学校4年の女子がいじめを苦に自殺するという痛ましい事件があった町ですが、偶然にもその滝川市にある市立病院を会派で視察研修しました。人口4万5,000人の滝川市は、石狩川と空地川に挟まれた中の開拓者の精神をしっかりと受け継いでいる町であることを知らされました。11階建ての新庁舎は平成8年にできたもので、その庁舎の裏にベッド数350床の老朽化した滝川市立病院がありました。しかし、驚いたことに古びた病院の割にはとてもきめ細かいサービスが行き届いている病院だったのです。一番先に目にとまったのは、玄関わきにあるコインロッカーで、50個のロッカーがほとんど使用されており、収入にもつながっていることです。また、子供連れのお母さんたちには乳母車、高齢の方にはシルバーカーの貸し出し。このように高齢者や若いお母さんたちに配慮したきめ細かいサービスに感動しました。このように多少病院が古くてもきめ細かいサービスを多くの市民は望んでいるのです。現在増改築が進められている当病院でもぜひ参考にしてほしいものです。また、滝川市では隣町の砂川市との合併を目指し、当初ベッド数800床の病院建設を掲げての合併だったようですが、建設場所をめぐり合併が破綻となった。結局滝川市立病院では、これまでの400床のベッド数を350床に改正しました。その理由は、合併破綻、病院の老朽化、そして医師不足が大きな要因となっていたのです。このように平成16年9月には隣町の砂川市立病院に医師が集約化され、産婦人科の医師2名が引き揚げられ、一時は閉鎖かと思われたようですが、引き揚げた医師1名が週3回外来診療を行っていました。しかし分娩ができないため出産は隣町、あと1カ所ある開業医で行っています。このように医師不足は滝川市も同じく深刻な問題となっていました。滝川市立病院でもまた単独型の臨床研修指定の病院として、現在4名の研修医が勉強しています。しかも19年度にはさ

らに多くの研修医を受け入れることが決まっているようですが、当市の研修医の受け入れ状況についてどのようにになっているでしょうか。このように滝川市立病院は、医師確保に真剣にしかも前向きに取り組みが行われていたのです。参考までに紹介します。まず研修医を要請するための専任の職員を配置し、ホームページの作成、あるいは東京方面や大学病院でのプレゼンテーションなどを担当する専門職員を置いていることです。また、研修医の給料などはよそより10万円ほど高く設定し、一番大事な住環境の整備についてはマンションを借り上げて対応していました。何よりも医師のレベルが高く、画像診断のできるすぐれた医師がたくさんいることが大きなメリットとなっていました。開設者である小畠市長にお伺いいたしますが、市長は本気で医師確保に取り組む考えがあるのでしょうか。あるとすれば滝川市のように研修医を一人でも多く要請するために条件や住環境の整備、専任の職員の配置する考えはないのかどうかお聞かせください。次に、待ち時間解消のための予約制についてですが、10月21日桂城福祉大学を会場に「地域を考えるシンポジウム」が開催され、担当委員会でもあり出席したわけですが、パネラーとして出席した当病院の医師が暴言ともとれる発言があり、私の予想に反する残念なシンポジウムに終わりました。確かに病院が混雑しています。医師も看護師も過重労働が続いている。暴言を吐きたくなる気持ちもわからないわけではないのですが、会場に来ている市民は全く関係のことであり、そのようなことを当局はどのように受けとめておられますか。何か対策を講ずる必要があると思うのです。例えば、混雑している病院を解消するために予約制を導入するという考えはないですか。もちろん完全予約制は厳しいということですので、曜日を決めて週1回を予約制にするなど、方法はいろいろあろうかと思います。待ち時間解消のための予約制について取り組む考えはないかどうかお聞かせください。

放課後児童対策については、前の質問で同僚議員が答弁をいただいておりますので省略をさせていただきます。ぜひ前向きに取り組んでくださるよう教育長にお願いします。

子育て支援事業についてであります。最近子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめや幼児・児童虐待などが後を絶ちません。私が特にショックを受けたのは、藤里町や大仙市で幼い命が奪われるという痛ましい事件が県内で発生したことあります。しかもどちらの事件も母親の手によって殺害されるという何ともむなしい事件でしょう。子供を産み育てる一人の母親として憤りを感じています。しかし、いずれの母親も30代ということですが、考えますと団塊の世代と言われる私たちの育てた子供の年齢でもあり、改めて考えさせられた事件であります。そこでこれらの事件を踏まえ質問に入りますが、11月4日北部男女共同参画センターで開催された「あきた女性チャレンジサポート支援事業」の会に参加する機会に恵まれました。参加者からは活発な意見が出され、特に強い要望が出されたのは、子育てに対する施策であります。例えば「みんなで遊べる居場所をつくってほしい」「母親が安心して働く環境をつくってほしい」「子育てに対する情報がない」などなどであります。母親たちの切なる叫びが今も耳に響いています。当市でも子育て支援事業ということで一時保育や病後児保育、延長保

育などいろいろな支援事業を進めているわけであります、働く女性がふえている中で子育てる家庭の多様なニーズも変化しております。まず情報の提供が必要であると思いますが、いかがでしょう。また、みんなで遊べる場所ということでは、つどいの広場事業はその後どのような状況になっているのでしょうか。この事業の中で情報の提供、子育て相談ができるような方向でぜひとも取り組むべきと思いますが、市長の考えをお聞かせください。いずれ21世紀の大館市を担う子供たちのためにも子育て支援事業は急務であります。市長の前向きな答弁に御期待申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**市長の政治姿勢について**。そのうち1つ目として、仕事を市長がたくさん受けてきて職員が困っているのではないかという点でありますけれども、行事や会合などで各地を回っておりますと、確かにいろいろな御意見や御要望をいただきます。私自身すべてを市でできるというふうに言っているわけではなくて、また、市民の皆様も財政的に厳しい時代であることから一定の御理解をいただきしておりますと、地域にもお願いしなければならないこととか、行政として取り組むべきこととか、きちんと分けてできるだけお答えするようにしております。こうした厳しい時代であればこそ、地域に密着した行政が必要だと思っておりまして、常日ごろから部・課長に対しまして、積極的に地域に出向いて市民の皆様のお話を十分に伺うよう指示しております。職員の皆さんも私の意図を酌み取っていただいて、多少のことでは微動だにしない心構えをもって積極的に仕事に向かっておりますので、議員各位もどんどん地域の声をお寄せいただきたいと思っております。2つ目の、この4年間についてどう評価しているのかについてでありますが、この4年間の総括として、まずは新大館市の合併による誕生が挙げられます。議員各位や新大館市民の皆様など多くの方々の力によりまして、1市2町が歴史的な合併をなし遂げて人口8万4,000人の新大館市が誕生したことを大変にうれしく思っております。また、全国的に社会・経済・雇用情勢が非常に厳しい中にあって、国体施設の開設、PFI方式による大館クリーンセンターの稼働、木材リサイクル産業の創業、医療・健康産業の事業拡大、雇用情勢の好転など都市基盤に加え、21世紀の大館市を支える産業基盤や雇用環境も具体的な形となってきており、大館の核となる基礎づくりが着実に進展してきていると感じております。ただ、私自身の4年間の取り組みに対する評価につきましては、私がどうこう申し上げることではなくて、市民の皆様から御判断いただくべきものではないかと思っております。3つ目の、多選の弊害についてどう考えているのかについてでありますが、他の議員の御質問にもお答えしておりますように、多選が即諸悪の根源的な見方は、事件の解決策や再発防止策を上滑りさせてしまう危険性があるなど疑問がありますし、立派に務められている多選知事もいるわけでありますので、個々のケースにより総合的に判断していただくべきものであると思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、**下川沿公民館の改築**についてであります。地区公民館は、地域住民のコミュニティ活動の中核施設として利用され親しまれていることから、施設老朽化に伴い、現在二井田公民館を改築しており、来年1月末に完成予定となっております。今後の改築計画としては、平成20年度に十二所公民館を、そしてその後矢立公民館を予定しておりますが、下川沿公民館を含む昭和50年代に建設された複数の公民館についても、老朽化が進んでおりますことから、今後年次計画を作成し、老朽化の著しい施設から順次改修・改築等を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

3点目、**除排雪対策は万全か**についてであります。1つ目として、排雪場所の確保はどうなっているのかについてであります。市では昨年の豪雪を踏まえ、本年は市有地や民間の会社が所有している空き地等を利用して、市の指定する雪捨て場を昨年より5カ所ふやしております。また、市と除雪委託業者・町内会長の3者が現地で話し合いをしながら、除雪の仕方や雪押し場の確認をするとともに、新たな雪押し場の確保にも努めてまいりますので、どうかよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。それから2つ目の地域ごとの除雪ボランティアネットワークづくりの推進についてでありますけれども、1つ目の御質問の中に一斉の除排雪デーへの取り組みという御質問ありましたけれども、これは2点目の方であわせて御答弁させていただきたいと思います。まずこの除雪ボランティアネットワークづくりの推進ですが、18年豪雪においては、ひとり暮らしや高齢者などの方々に対しましては、町内会の御支援をいただきましたことに大変感謝しております。さきにも御紹介申し上げましたけど、特に西大館町内会では議員の呼びかけによりまして、120人もの方々の自主的な参加によりまして一斉の除雪を実施していただきました。これが一つのモデルとなって、他の多くの地域でも町内会員によるボランティア除雪が実施されたところであり、ある意味でのネットワークづくりをしていただいたと思っております。こうしたことから市といたしましては、町内で行われるボランティア活動を側面から支援したいと考えており、排雪の際のトラックの貸し出しに加え、町内で雪おろしを実施する際のボランティア保険に係る予算を新たに本定例会に計上させていただきました。また、社会福祉協議会では、市の補助により除雪機を8台購入し、町内会などに貸し出しことにしております。これからいよいよ冬本番を迎えるに当たりまして、昨年の豪雪の教訓を生かして、地域の皆様に御協力をお願いしながら、万全の除雪体制を整えてまいりたいと考えております。3つ目の除雪業者の評価についてであります。除雪作業は道路幅員や除雪車の大きさ、また地形的な問題や雪押し場の有無等により作業の難易度が異なり、地域の条件によって除雪に差が生じるため、画一的に業者を評価するのは大変難しいと考えられます。このことから現段階では評価制度をすぐに採用するのではなく、まずは業者による除雪作業の質の向上を図るために除雪期間終了後、町内会等を対象に意見を伺う機会を設け、その意見を業者の選定・指導に反映させてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

4点目、松木・商人留にもコミュニティーバスをということではあります、市では昨今のバス離れに伴い、運行の廃止や減便が相次いでいる状況から、府内に公共交通対策委員会を設置し、二井田・真中地区のコミュニティーバス「さわやかみなみ号」の運行や、高館テニスコートのオープンに合わせて、花岡方面への路線バスを松木町内まで運行するなどの対策を行ってまいりました。また、県においても秋田県新総合交通ビジョンを策定中であり、今後大仙市・横手市及び本市において地域交通ネットワーク会議を立ち上げ、将来の地域交通のあるべき姿を検討することになっております。具体的には、コミュニティーバスの導入やデマンド型乗り合いタクシー、NPO等による自家用自動車を利用したボランティア有償運送など、さまざま新交通システムを検討していく予定であります。議員御質問の地区につきましても、このような新交通システムの活用を視野に検討してまいりたいと考えております。

5点目、**障害者自立支援法の実態について**であります。障害者自立支援法では、利用者負担については原則1割となっておりますが、障害者本人や家族の課税状況によって月額上限額の設定や利用者負担の個別減免があり、実質的な利用者負担は1割以下になっております。この法律の施行後、市が障害者の方々に対して実施したアンケート調査では、利用者負担についての苦情等は見受けられませんでしたが、その後個別に障害者を訪問した際には、制度に対する不満などが寄せられております。こうしたことから、制度の見直しや利用者負担の軽減等を市長会を通じて国に要望しているところであります。また、市独自の施策としましては、介護給付サービスにおける児童デイサービス事業では、重度障害児童の負担を免除しており、市町村が独自に利用者負担などを決めることができる地域生活支援事業では、現在の小規模作業所を地域活動支援センターとして、利用者負担をできるだけ少なくする方向で準備しております。次に、障害者施設の運営状況についてであります、施設サービスにつきましては、新制度への移行までに5年間の経過措置がありますことから、今後入所施設を含めて十分な状況把握に努め、現行のサービスを低下させないよう取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。なお、御質問の中に「障害者の医療負担は」という御質問がございましたけれども、これは支援法の中で所得による上限の設定がございまして、そのような制度の仕組みになっていることをひとつ御理解いただければありがたいと思います。

6点目、**病院問題について**であります。1つ目の医師臨床研修制度についてであります、市立総合病院におきましては、本年4月から研修医1名を受け入れているところであります、また来年度は2名の研修医の受け入れが内定しております。議員御提案の滝川市民病院のさまざまな取り組みに対する市立総合病院での取り組み状況でありますが、まず1つ目として、医師の住環境の整備についてであります、民間住宅のあっせんや費用の一部負担など、一定の支援や助成をしているところであります。また、現在実施中の病院増改築事業により、医療現場の環境も相当改善される見込みであります。2つ目、給与等の待遇改善につきましては、県内外の臨床研修病院の実情を参考にしながら、他病院に劣らない条件を設定するようにしております。

今後も適宜、改善に努めたいと考えております。3つ目、ホームページの作成につきましては、総合病院では平成16年12月にホームページを開設しまして、情報の発信に努めてきたところであります、本病院で研修中の研修医もこの情報を得て研修医になっておりますことから、今後も内容充実に努めてまいりたいと思います。4点目、専従職員の配置についてでありますか、現在専従職員は置いておりませんが、各診療科の研修指導医による臨床研修委員会を院内に設置しまして、事務局職員と一体となって対応に当たっております。今後は議員のおっしゃる病院の例も参考にしながら、必要な情報を収集し、研修医がみずから応募したくなるような魅力ある病院となるよう努力してまいります。大きい2つ目の医師の接遇問題につきましては、院内に接遇委員会を設置して、皆様から御意見・御要望を伺う「患者さんからの声」の箱を置くとともに、接遇に関するアンケートの実施、接遇シンポジウムの開催や接遇研修会への積極的な参加などを行い、その改善に努めできているところであります。今後も、機会あるごとに指導を行い、市民の皆様に信頼される病院を目指してまいります。大きい3つ目の外来診療に予約制の導入についてでありますが、予約制の導入には、さきにもお答えしましたとおり、医師の確保とともに病病連携・病診連携などの体制整備が必要となりますが、現在の医師の数や患者数の関係からすると全面的な実施というのは困難な状況にあります。今後、体制の整備を図りながら、予約制導入に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

7点目、**子育て支援事業について**であります。本市では、市内3カ所の保育園で地域子育て支援センター事業を実施し、子育てに関する相談や情報発信に努めているところであります、保育園内の実施は、希望する方全員の参加が困難な状況にあります。本年度は、次世代育成支援行動計画を見直して、10月につどいの広場事業を実施する予定でしたが、参加者が集まる十分な会場を確保するためこれを延期しまして、改築予定の有浦児童会館で来年10月から事業を開始する予定であります。このつどいの広場では、「子育て情報の発信地づくり」、「子育て中の親子が気軽に集い、自由に楽しく語り合う場づくり」を目標に掲げまして1日5時間、週5日間の開設を予定しております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○54番（相馬エミ子君） 議長、54番。

○議長（伊藤毅君） 54番。

○54番（相馬エミ子君） 放課後児童対策につきましては、立石議員の質問の中で、今までどおり実施をすることを伺っておりますので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。この放課後児童対策に関しましては、地元の川口小学校の保護者の方々からも要望がありますので、よろしくお願いしたいと思います。それで私が質問したいのは病院問題なのですが、今市長は、臨床研修医の病院ということで1名の研修医が来てあったがまた2名受け入れする予定ということで答弁いただきました。それで私は滝川に行きました、やはり専門の専従の職員が

上京して営業活動をする、こういうことで、19年度はかなり多くの研修医の受け入れが予定をされているという、こういうお話を伺ってきました。そういう意味からもやはり医師確保に向けて、どうも開設者である小畠市長の意気込み、取り組みがいま一つ力がないなという感じを受けるわけです。どうしてもやっぱりその医師確保に向けては、臨床病院にせっかく指定を受けたわけですから、もっと研修医を多く受け入れるように、専門の専従の職員を配置するべきというふうに私は思うのですが、市長はその点どのようにお考えですか。また、扇田病院の産婦人科の医師が引き揚げたということは、私はやっぱり合併によって医師が引き揚げてしまったと言ってもこれは過言ではない。大方の方がそのように考えております。合併による弊害がこういうところにも出ているわけですから、市長はやはりそういう責任からも、もう少し医師確保に向けて上京するなり、職員がいなければ市長みずからが出向いて役所の方は助役なり職員に任せてでも頑張るべきだと思いますが、市長の意気込みのほど前向きな答弁をお願いします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 医師確保に向けて最大限努力いたしたいと思います。

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤一秀君の一般質問を許します。

〔3番 佐藤一秀君 登壇〕（拍手）

○3番（佐藤一秀君） 平成会の佐藤一秀でございます。皆さん大分お疲れのようですがあと3人、すぐ終わりますのでもう少しおつき合いをいただきたいと思います。合併以来これまで同僚議員多数の一般質問を聞いてまいりましたが、皆さんそれぞれにさすがだと感心してまいりました。中でも田村齊議員の「質問は短く、幸せは長く」の名文句にはとても感動しました。私もそれに倣ってできるだけ簡潔に質問をいたします。

最初に、学校給食について伺います。最近、学校給食費の未納問題が急速にクローズアップされてまいりましたが、ついに文部科学省も実態調査を行うとのことであります。その金額の大きさや件数の増加もそうですが、それよりも未納に対する強硬な処置などが社会的波紋を呼んでおります。PTAが未納会員を法に訴えたり、教育委員会から催告書を送付したり、中には2カ月にわたって滞納した場合、翌月から弁当を持参させますので給食を停止してくださいと記した申込書に署名・捺印させての提出を求めたりとその方法がいろいろ報じられております。将来を担う子供たちには何の責任も罪もないことですが、この問題の背景や本質として支

払い能力があるにもかかわらず、意図的に払わない保護者がふえているのが一番の要因ですが、中には義務教育だから支払う必要がないと甘える保護者も存在すると聞きます。本市においてもこの8月末で645件の約380万円が未納との報告を受けておりますが、この数字からみて**督促の実例は生じている**と思われます。当局として内容を把握しているのであれば、**その報告を願いたい**と思います。学校給食法によれば、給食に要する経費は保護者の負担と明示されており、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならないと公的機関の責任を明確にしています。学校給食は教育活動の一環であることから本市の場合も給食費の徴収はそれぞれの学校で行っておりますが、この**未納問題解決のためには**学校だけに任せることではなく、**学校と行政が共同体制で臨むこと**が必要だと思います。学校は未納保護者に対する教育責任や公的責任について自覚を促すこととし、**督促は行政が執行すべき**と考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いします。また、先日の新聞によりますと、横手市議会で米飯給食を広めるため、**教室に炊飯器を置いて子供たち自身に炊かせたらどうか**との一般質問があり、市長から「いい話を聞いた、どこから手をつければいいのか十分考えながら進めていきたい」と前向きな答弁があったとのことですが、本市の小畠市長であればどんな答弁になるのかお聞かせください。

次に、**排水処理基盤の整備について**伺います。我が大館市では、新大館市総合計画の中に自然と調和した潤いのある環境都市像を掲げ、河川の水質汚濁防止のため公共下水道事業、農業集落排水事業に取り組み、さらに浄化槽設置の普及・促進など地域の実情に合わせた排水処理すなわち生活環境基盤の整備を進めてきたところですが、汚水処理人口普及率は54.3%と全県平均の70%を大きく下回っています。私は当局から示される公共下水道の普及率を見るたびに一向に伸びないその数字と現状にがっかりしてしまいます。この4月現在での普及率は、市全体で34.8%となっておりますが、旧比内町の51.3%、旧田代町の60.8%に比べ、旧大館市は28.8%と異常に低く驚いてしまいます。この現状に業を煮やしたのか、心の広い本間議員が旧大館市の整備を急ぐべきだと一般質問で訴えました。しかし、市長からは「かなりのおくれを認識している」とだけの答弁でした。今後、次期5カ年整備計画を策定しながら取り組んでいくことですが、これまでのような事業費だけでの細々とした事業展開となればいよいよ市民感情も怒り心頭に発すると思います。隣の北秋田市長は、この**事業の財源確保のため**、上京して国に直接要望したと新聞で報じられておりましたが、この際、合併特例債を充てる方法とか、大仙市が応募した公募債を発行して**資金を集めるとか**、何らかの方策を講じて市民の要望にこたえるときかと思いますが、市長の**英断を期待しながら**御所見をお伺いします。

また、浄化槽の補助金について伺います。平成15年度までは、予算額まで受付をして受け付けた分に補助をしておりましたが、16年度からは補助定数を定め、それを超える申し込みがあった場合、抽選で当選者のみに補助しているとのことですが、18年度の実情を見ますと、申し込み数が116基で当選が81基、35基が残念ながら補助を受けられなかったようあります。過去

5年間の補助金は年に約3,000万円ほどですが、この金額を他市に比べ、どう判断するのでしょうか。**申し込み全基に補助する努力はすべき**であります。それが困難だとなれば、1基当たりの補助金の額を減じても申し込み全基に補助できる方法も考えられると思いますが、御所見をお伺いします。

3番目に、「認定こども園」への取り組みについて伺います。このことについては、さきの9月議会でも何人か、またきょうも吉原議員が質問しておりますが、私は若干方向を変えながらあえて質問をいたします。「こども園」はゼロ歳児から就学前の子供が対象で、保護者のニーズを伴った子育て支援を目的としております。今全国的に保育園の待機児童がふえ、幼稚園は定員割れが続いているとのことです。そして、ゼロ歳児の入園が急増しているとも言われております。本市においても、ゼロ歳児の入園が昨年の32名から65名へと倍増したと伺っております。それでも待機児童17名のうち12名がゼロ歳児とのことです。私は前から幼稚園は民間に任せ、行政は保育園に力を入れるべきだと訴えてきました。この現状から幼稚園が「こども園」になれば待機児童が減らせるし、そして共働き世帯が子育てをしやすくなるなど少子化の歯止めも期待できると思います。本市の**市立幼稚園**も定員を大きく割っております。この幼稚園を「認定こども園」として申請をし、全県6番目の「認定こども園」を目指したらどうでしょうか。運営形態は保育所の機能を拡充させる保育所型が望ましいと思いますが、幼稚園型でも問い合わせません。そうなれば待機児童ゼロの、そして念願の幼保窓口の一元化にも成り得ると思いますが、御所見をお伺いします。

最後に、**長木ダム代替案の着工見通し**について伺います。長木ダムの中止に伴う代替案をまとめるため、期成同盟会の会長である市長も委員となって、長木川対策協議会を発足させ、協議を進めているとは聞いておりましたが、いまだに進展がないということはとても残念に思います。地元負担をめぐって、県と平行線をたどっているようですが、1度代替案の早期策定を求めた要望書を県に提出したのみで、進展がなかったからといって4年も期成同盟会の総会を開いていないということは、全くやる気をなくしたと疑ってしまいます。地元負担が伴う代替案は納得ができない一点張りではなく、引くところは引いて歩み寄るとかの打開策はないのでしょうか。今後の見通しをお伺いします。

さて、今定例会の冒頭で市長は5選出馬を表明されましたが、私は心から拍手を送りたいと思います。私は4年前の12月議会でもこの壇上からエールを送りましたが、いま一度小畠元頼張れとエールを送って私の質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） 絶大な応援ありがとうございました。ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、学校給食について。①未納に対する督促の実例報告、及び②未納問題には学校と行政が共同体制で臨むこととし、督促は行政が執行することについては、後ほど教育長からお答

え申し上げます。

③教室に炊飯器を置いて子供たちに炊かせることについてであります、まず、御質問にありました横手市長の答弁についてであります、「食育と米の消費拡大のため、例えば教室に炊飯器を置いて子供たちに炊かせるなどして、米飯給食をふやしたらどうか」という質問に対して、「米飯給食をふやすことを含めて、米の産地として米の消費拡大策を考えていきたい」という趣旨で発言した中の一部と伺っております。これを踏まえた上で申し上げますと、まず米の消費拡大ということでは、本市におきましても、これまでできるだけ学校給食に地場産の米や野菜を使用し、地産地消を推進してきたところであります。今後もこうした取り組みも含めてさまざまな工夫を行い、基幹産業である農業の振興につなげていく必要があると考えております。また、食育について申し上げますと、子供たちにとっては実際に体験するということが非常に重要であり、自分たちの食べるお米を自分たちで炊くということは大変有意義なことであると考えております。本市におきましては、子供たちの農業体験学習として、田植え作業から稲刈り、収穫感謝祭などを行なってきているところであります。こうした体験を通じて子供たちの食や農業に対する理解が深まり、また、健やかな心がはぐくまれていくものと思っており、さらに、学校教育と地域農業の連携も図られるものと考えております。いずれにいたしましても、学校給食は学校給食衛生管理の基準などによりまして衛生面・安全面で基準がクリアされた施設で調理することとなっておりますので、教室での炊飯につきましては、これらを検証した上で教育委員会と相談してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、排水処理基盤の整備について。①公共下水道の普及を図るため、資金集めの英断をということであります、議員御指摘のように、本年度当初の本市の下水道普及率は34.8%であります、秋田県平均の50.9%と比べ低い水準にありますが、県内では秋田市とその周辺市町村を除いて、本市とほぼ同時期に事業着手した仙北市が32.3%、横手市が38.4%、大仙市が28.0%など同程度の普及率となっております。本市の地域別では、御指摘のように大館地域が28.8%、比内地域が51.3%、田代地域が60.8%となっており、大館地域が市全体の普及率を下げる要因となっております。しかしながら、次期5カ年計画においては、比内及び田代地域が計画をほぼ完了することから、その後は大館地域に事業を集中する見通しとなっております。本市の公共下水道事業は、毎年約8億円の事業費を確保し、平成21年度からは長木川以北でも工事着手の見込みとなっており、当面の目標である平成22年度の普及率目標40%を目指して整備を進めてまいりたいと考えております。また、平成17年度決算では、一般会計から公共下水道事業への繰入額は補助金・出資金合わせて約10億9,000万円であり、これは主に企業債元利償還金となっておりますが、厳しい財政状況の中、決して少ない額ではないと認識しております。公共下水道事業は企業会計であり、事業を実施するための財源確保はまず、既に整備した地域の下水道加入率を高め、その使用料を充てることが重要ありますことから、現在72%の加入率を

さらに高めていくよう最大限努力してまいりたいと考えております。議員御提言の合併特例債や公募債などを財源とすることについてありますが、下水道事業債は償還期間が30年と長期で、起債の充当率も100%であるのに対し、合併特例債は期間が最長で15年、充当率も95%であります。また、公募債は市民から資金を出資していただくもので、国庫補助事業では政府系資金の充当が多いことから、その活用が難しいものであります。いずれにいたしましても、下水道事業の必要性は十分認識しておりますので、今後とも継続して一定規模の事業費を確保し、生活環境の改善と水環境の保全を推進するとともに下水道普及率の向上を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

②**浄化槽は申し込み全基に補助することについて**ですが、本市における浄化槽設置費補助金の年間交付額について、他市と比較してどう判断しているのかということですが、浄化槽の整備区域は公共下水道や農業集落排水の整備計画区域から除かれた区域となっており、各市町村でそれぞれの処理人口に基づき整備計画を立て、財政状況を勘案の上、整備事業が実施されているところであります。県内の類似市である能代市や横手市の状況を見ますと、浄化槽整備計画の処理人口の比率が大きいところでは事業費も大きくなっています。大館市の年間約3,000万円の交付額が多いのか少ないのかは一概に判断できないものと思われます。また、補助金を申込者全員に交付できるよう1基当たりの交付金を現在の基準額より減じることとなつた場合には、各年度の申込者数の変動により、年度ごとの交付額に差が出ることになり、市民にとって新たな不公平感が生まれるのではと危惧されます。そうしたことから、今後は、設置希望者の事前把握に努め、できるだけ全希望者に補助金の交付ができるよう県に対して基数の増枠を働きかけたいと考えております。平成19年度については既に設置基数が内示されておりますが、20年度と21年度については前年の秋までに申し込みを受け、その結果を見ながら補助枠の確保を図っていきたいと考えております。なお、22年度以降の整備については、国・県からの方針がまだ示されていないため補助金の交付など不透明な面がありますが、引き続き浄化槽の整備に計画的に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の「認定こども園」への取り組みについては、後ほど教育長からお答え申し上げます。

4点目、**長木ダム代替案の着工見通しについて**であります。米代川水系長木ダム建設促進期成同盟会は、長木ダムの重要性・必要性を訴え、地域の皆さんと一緒に協力しながらダム建設を目指して要望活動をしてまいりましたが、平成11年に建設中止が決定されたことはまことに残念であり、長木川のかんがい用水の確保、水道水の安定供給のためには、ダム建設の実現が最も良い方法との考えはいまだに変わっておりません。県は、治水面における対策として、長木川の河床の安定を図るための床固め工を既に観音堂地内において行っております。また、治水安定度の低い箇所である宮袋地内と沼館地内については、河川改修で対応することを長木川河川整備計画の中に盛り込み、本年度沼館地区の測量を実施しており、今後も計画的に整備していくと聞いております。問題は利水面についてであります。確かに農業用水の施設という代替

案を示されはしましたが、対象が特定されるため受益者負担の問題が避けて通れないことから、市として、受益者負担は承諾できないと平行線をたどっており、議員御指摘のようにその後進展がない状況であります。しかしながら、地域の水不足に対する不安を解消するために、引き続き県に代替案の検討をしていただいており、この代替案が提示された時点で地元・県・市が互いに納得できる形で解決策を見出してまいりたいと考えております。このためにも、県には早期に代替案を示していただくよう働きかけてまいりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（仲澤鉄蔵君） 佐藤議員の1点目の学校給食について、①未納に対する督促の実例報告を、②未納問題には学校と行政が共同体制で臨むこととし、督促は行政が執行することについては関連がありますので、一括でお答えいたします。学校給食費については、学級費などと一緒に学級担任が集め、学校単位で取りまとめ、給食センターあるいは学校ごとに運営・決算処理をされることになっております。学校給食費の未納については全国的に増加傾向にあり、近年、経済的に特別な事情が見当たらないケースがふえてきており、法的措置を検討する自治体も出てくるなど問題化しております。各学校においても、電話による催促や家庭訪問を行ったり、校長が家庭を訪問するなど滞納の解消に努力してきているところであります。また、平成15年には教育長名で督促状を出すなどしておりますが、プライバシーの問題もあり対応に苦慮しているのが実情であります。議員御指摘の未納額約380万円は、18年度単年度の8月31日現在の未納額であります。現年度分につきましては、学期末にまとめて納入する保護者の方もあり、年度末までにはかなり減少する見込みであります。また、過年度分の未納金が390万円ほどあり、このうちおよそ300万円が旧田代町の会計として教育委員会が処理していた分であり、残りのほとんどが旧大館市の私会計として各学校で処理してきた分であります。また、小規模校では未納金はほとんどありませんが、大規模校ほど未納金額が多くなるという傾向が見られます。これまでの実績を見ると、私会計で学校ごとに会計処理する方が未納額が少ないということですので、現在の方法を継続してきたところであります。未納問題は、保護者の方々の学校給食に対する理解の徹底を図ることが大変重要な点だと考えております。給食費は保護者負担であることを説明する機会を設けるなどして、未納解消に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議員の3点目の市立幼稚園を「認定こども園」に申請することについてお答えいたします。まず最初に、幼稚園は民間に任せ行政は保育園・保育所に力を入れるべきだという点につきましては、市としても同様の考え方で取り組んでまいりました。白沢幼稚園については平成17年4月1日より矢立保育所に統合し、花岡幼稚園については19年4月1日より移転新築中の花岡保育所に統合する予定で準備を進めているところであります。また、新第3次大館市行財政改革大綱にも幼稚園業務の見直しということで盛り込んでおり、例えば民間に委託するなど

の方法も選択肢の一つであると考えておりますが、「認定こども園」制度が実施されるなど制度改正等もありましたので、認定された施設の資料をもとに内容を検討中であります。「認定こども園」については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が本年10月1日に施行され、これに基づいて県においても「秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例」を本年10月1日に施行しております。「認定こども園」の運営形態は、議員御指摘のとおり、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4タイプがあり、秋田県では、全国に先駆けて5施設が認定されております。今回認定された施設は、最初から幼保共用施設として合築したものや併用施設として開設されたものが対象となっております。市立幼稚園を幼稚園型で認定申請するということであれば、保育時間延長のための人的配置や調理室を備えるなど施設の整備が必要となります。こうした準備や施設整備等を対象とした公的助成制度は予定されておりませんので、すべて市の一般財源からの持ち出しとなります。「認定こども園」は、現行の幼稚園・保育所の枠組みはそのままに、互いの足りない機能を備えた施設を認定するということで、施設改修・職員配置等多くの課題があります。今後、福祉など関係各課と協議してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○3番（佐藤一秀君） 議長、3番。

○議長（伊藤毅君） 3番。

○3番（佐藤一秀君） マイクの様子を確かめながら、再質問をしてみたいと思います。「認定こども園」ですけれども、9月議会でもそうですし、きょうまた吉原議員もそうですけれども、皆市長答弁でありまして私だけ教育長答弁でございます。これも今考えますと私が市立幼稚園を認定にしたと、こういうことだけの理由からだと思いますが、それでよろしいのかどうかが1つ。それから今答弁にありましたけれども、新第3次大館市行財政改革大綱ですか、幼稚園の民間委託を図っていくと、こういうことで見直しをするということでございますけれども、このことは市長も4、5年前から話していることでございますし、ただ漠然と見直しを図っていくというのではなくて、2、3年をめどにするとか早期にするとかその字句を挿入してこれから検討課題としていただきたい。これはお願いでございます。以上です。

○教育長（仲澤銳蔵君） 議長。

○議長（伊藤毅君） 教育長。

○教育長（仲澤銳蔵君） 先ほど佐藤議員言われましたように、幼稚園を「認定こども園」ということでしたので、教育長答弁というふうになってきたものであります。

○議長（伊藤毅君） 次に、小畠淳君の一般質問を許します。

〔1番 小畠淳君 登壇〕（拍手）

○1番（小畠淳君） 平成会の小畠淳でございます。あと2人の辛抱でございますのしば

しの間、おつき合いを願いたいと思います。12月今ごろになりますと皆さんもいろいろと飲む機会が多いかと思います。夜の活性化も非常に大事なわけでございますが、くれぐれも健康には気をつけて新しい年を迎えるものでございます。さて、市長は、今議会の冒頭で5選出馬を明確にされました。私は市長が就任以来、道路行政や企業誘致など積極的に進め、平成初期の就任時の大館市と比べまして、インフラ整備が進み、格段によくなっていると感じております。大館市にとっては、相当貢献されたと常々思っております。私の住む二井田地区などは企業の立地が進み、それに伴い道路が見違えるように改良されましたし、下水道もいち早く整備され、快適な生活を送ることができるようになりました。また、リニューアルではありますが、合併特例債を活用し、二井田公民館をいち早く改築していただきまして本当に感謝しております。市長におかれましては、今後とも大館市の発展のため全知全能を傾けて、誰が何と言おうとも頑張っていただきたいと思います。私____は人をけなしておきながら、後でものを頼むなどということは到底____できません。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、**市の公債費残高と今後の見通し及び財政指標の推移並びに財政計画について**お伺いします。「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という小泉内閣の方針のもと、国は地方分権推進のため、平成13年に骨太の方針を打ち出し、国庫補助金の改革、税源の移譲、地方交付税の改革などの三位一体改革を推し進めてまいりました。その結果、国の景気も上向きになり、国全体で見れば一定の効果はあったのかと思っております。しかしながら地方においては平成13年度以降、地方交付税の減少はすさまじく、全国の自治体では財政運営に大きな影響が出ているのも事実でございます。当市におきましても例外ではなく、地方交付税や市税の減少が続く中、行政需要は民生費を中心に確実に伸び続けているようですし、公営企業等への繰出金も増加の一途で、今後の市長の財政運営は相当に厳しいものと思われます。この激動の骨太改革や歳入・歳出の一体改革をぜひ乗り切って、大館市が将来とも持続可能な財政運営をすることができますよう願っております。ところで、先日の監査報告書によれば、市の一般会計及び特別会計・企業会計を含めた借金残高が736億円、公債費比率が17.2%、さらに企業会計の借金のうち、一般会計負担分を含めた実質公債費比率が16.5%で、病院改築事業や農業集落排水事業・下水道事業などの起債償還が進むことで、実質公債費比率は、平成20年度には知事の許可が必要な18%を超える見込みで、財政の硬直化が進行中と監査の意見が出ております。また、今回の一般質問では、同僚の議員からさまざまな財政問題についての質問がありました。菅議員の質問では、市長は財政健全化に取り組んでいくと明確に述べましたし、また大坂谷議員の質問には、合併後の新大館市のさらなる発展を引き続き維持・継続していくためには、内なる改革として人件費削減・行財政改革・組織機構改革、職員の意識改革を行うこととともに、事務事業においても費用と効果を常に検証することや、また市民に対しては、公共施設の適正配置と有効活用や市民共同による地域コミュニティーの構築、受益に対する適正負担、最終的には市民に対し、納税者として受益と負担の意識改革をお願いしていく

と述べておりました。まさにこれからは甘いことばかりではないことを議会や市民に申し上げたものと受け取っておりますし、不退転の覚悟で行財制改革に取り組む意気込みを感じた次第でございます。話は18年度の当初予算の市長説明にさかのぼりますが、そのとき市長はこのように説明されました。「18年度予算は、市税や交付税が減少する中、扶助費や繰出金・物件費を削減することがなかなかできなくて、結果的に基金12億円を取り崩しての編成となった。このような一般財源の不足はここ数年続いており、この傾向は来年度以降も続くと考えられる」とから、「対策を早期に考えたい」と。また、新聞報道によれば、この財源不足に対し、各部・課長との政策協議を何回か行ったようですが、この政策協議の成果が19年度予算編成に反映されるものと期待しております。市税や地方交付税の一般財源が毎年減少するなかで、歳出をどのように削減していくのか、今後の市政運営は具体的にどうすればいいのか。いずれにしましても市長は、危機感を持って乗り切っていただけるものと期待しております。そこで、市長にお伺いします。第1に、19年度以降どのような財政運営に努めるのか。第2に、毎年増加してきております企業会計を含めた市の公債費残高の見通はどうなのか。私はこれ以上ふやさないような行政運営を願っておりますが、今後の見通はどうなるかお願いします。第3に、今後5年くらいの主要財政指標の推移。そして最後に、すべての行財政運営が集約される大館市の中期財政計画はどのようにになっているのか、これら4点についてお伺いします。

次に、**合併により増加した各種施設の配置見直しについて**お伺いします。合併前に心配された1市2町の事務一本化作業など大きな混乱もなく、スムーズに引き継がれたことは、この合併を採点するとすれば90点の合格点だと私なりに思っておるところでございます。合併に際し御尽力されました関係者の皆様には、改めて感謝を申し上げる次第でございます。いよいよ来年の4月には市長を初め、私たち市議会議員の選挙があります。議員の数も大きく減ることになりますが、市長選も対抗馬がいるかどうか、市民は大きな関心を持っているようですし、私たちここにいる議員も市民の負託を受けるべく、来年の選挙において有権者の支持を得なければ、またこの場に立つことができない厳しい現実が待ち受けております。さて、議会事務局で毎年発行しております大館市政の概要は大変よくまとめられておりまして、これ1冊があれば新大館市の施設についてはほぼわかりますし、地図に地域別に公共施設が黒丸で表示しており、どこの地域にどのような施設があるかわかります。これを見れば、公共施設が各地域にバランスよく配備されたとは到底思えないような気がするのは、私だけではないと思います。旧大館市では、町内会館的な建物は各町内で会費を徴収し、自前で建設しており、市からは150万円の補助が出るだけでありまして、自立した自治会運営を行っております。公民館にしましても、雪沢・麓西地区を除けば、旧町村に1つの公民館が配置されておりますが、旧比内町・旧田代町では、各町内や比較的近隣の町内単位で公共施設が配置されているのが現状のようです。建物の維持管理は、一般的に建築したときの価格と同じくらいの経費が、その建物の耐用年数の期間中にかかると言われております。先日、市長の打ち出した19年度の予算編成方針では、小

泉内閣の5年にわたる三位一体改革の総仕上げの税源移譲が19年度に行われるということで、国庫補助金や地方交付税の削減など税源移譲がなされたとしても、さらなる一般財源の減少を予想しているようですが、今後一般財源が伸びる予想がないのであれば、なおさら公共的施設の今後のあり方について、教育委員会所管の施設であれ、農林課所管の施設であれ、福祉課所管の施設であれ、市の共有財産として市民が利用する施設の公平で適正な配置が必要ではないでしょうか。合併協議会では、19年度から20年度をめどに新市の施策を統一することになっていよいよございますが、市長には市の財政負担や市民・住民負担に対する統一したビジョンを持って施設のあり方や統廃合、あるいは地元移管など大胆に見直しを進めるべきと考えますが、市長の方針をお伺いいたします。

次に、**市税等の滞納対策及び納稅貯蓄組合のあり方についてお伺いします。**市税等の滞納対策に関しましては、再三にわたり質問が多く出されておりますが、先般、平成17年度の一般会計及び特別会計・企業会計の決算状況を拝見いたしまして、その滞納額の大きさに今さらながら驚いた次第でございます。市民税や固定資産税などの市税の滞納額は5億2,000万円、国民健康保険税が5億8,000万円、介護保険料が2,400万円など、これらで全体の93%を占めておりました。さて、平成19年度からは三位一体改革の総仕上げで、所得税の減税、国庫補助金の減額、市民税の増額が行われます。このことはますます市税にウエートが置かれることになり、税の滞納は、財源確保を危うくするものと心配しております。聞くところによりますと大館市では、保育料や住宅使用料の滞納対策にOBなどの経験者を雇用し、効果を上げていると伺っております。そして平成17年度から、都市開発課に徴収経験者を配置した結果、現在、住宅使用料の滞納額が減少しているのが事実であります。確かに徴収嘱託員制度について「本来は納付書で納税、納付させるべきものであり、その中の一部の取りやすいところだけを、徴収嘱託員が集金したに過ぎない」と言う声や考えもありますが、過去の実績を見ても、経験者などを配置することで、その声は一掃されるのではないかと思いますし、債権管理委員会の中でも討議されていることと聞いております。また、隣の北秋田市では、19年度から県の職員と連携した徴収体制に取り組むようですし、県外でも県と市がお互いに連携をとった取り組みや共同した徴収組織の立ち上げなどにより効果を上げている例も新聞報道にありました。このように徴収方法を見直すことで、収納率の向上が確保されるのであれば、ぜひともこれを推進すべきと考えます。今後大館市において、県との連携や徴収嘱託員の配置についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。次に、市税収入確保の一躍を担っている納稅貯蓄組合についてお伺いします。納稅貯蓄組合に対する報奨金・補助金については、平成16年4月1日以来の報奨金制度にかわり、補助金交付要綱による補助金ということで行われておりますが、平成17年度の大館市納稅貯蓄組合事務費等の補助金は700万円余りとなっております。合併以前は1,000万円を超える報奨金と聞いておりますが、財政事情が厳しい折とは存じますが、余りに少ない補助金になったのではないかと考えております。最近の新聞報道によれば、鹿角市においてはこの

補助金を廃止するような記事が掲載されておりましたが、現在の納税貯蓄組合の組織状況と今後の組合のあり方に対し、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、**集落営農と農地・水・環境向上対策**についてお伺いします。我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など危機的状況の中で、今後の日本の農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手が中心となる農業構造を確立することが、待ったなしの課題となっております。19年度から実施される品目横断的経営安定対策は、面積要件による担い手の絞り込みを条件としており、特に認定農家になり得ない小規模な兼業農家にとって、集落営農組織に参加しない限り、今回の施策の対象から排除されることになるわけでございます。当市においても、地域振興局やJAなどの関係機関と一緒に、集落座談会や農家説明会を重ねながら施策の推進を図ってきたわけでございますが、その成果がなかなか見えてこないのが実情かと思います。なぜ見えてこないのか、私なりに考えてみました。まず1点目は、品目横断的経営安定対策が実施された場合の具体的な助成水準や参加者の手取り額が明示されていないため、担い手や参加者としてのメリットがわかりにくい。2点目は、これまでの家族経営から集落営農へと移行する上で、今まで使っていたトラクターやコンバインもまだ動くのに、これらの機械や施設が不要となり処分しなければならない。3点目として、兼業農家はもともと農業収入などをあてにしておらず、肥料代・農薬代、土地改良区の賦課金などいろいろ払えば残らないのが実情であるため、最初から農業政策への関心が薄いなどが考えられます。今、農家は国の農業行政に振り回され、不安と怒りでいっぱいであると思います。しかし、文句を言っても何の解決にもならず、このままでは農地は荒れてしまい御先祖様にも申しわけがない。ここはなんとかみんなで知恵を出し合い、自分たちの地域は自分たちで守ることを真剣に考えなければならない危機的状況にあると思います。市当局においても、そのような危機感を持って施策の推進に取り組んでおられると思いますが、9月定例会以降これまでにおける進捗状況についてお伺いします。また、農地・水・環境向上対策については、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった農業・農村の持つ多面的機能の維持発揮につながる施策として、品目横断的経営安定対策との車の両輪であるとの位置づけがなされておりますが、地域の人たちとともに実践するという意味において、市長が掲げております「市民協働による地域コミュニティの構築」にもつながる施策であると考えますが、現段階における取りまとめ状況についてお伺いし、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） 大変御声援ありがとうございます。ただいまの小畠議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**市の公債費残高と今後の財政計画**について。今後、どのような財政運営に努めるのか、企業会計を含めた公債費残高や主要財政指標の今後の見通しと中期財政計画を示してほし

いとの御質問ですが、バブル崩壊後、国は景気浮揚策として、国・地方の公共事業をふやしてきましたが、景気が思うように回復せず、歳入が不足し国債残高が膨張する異常な事態になりました。このため、小泉内閣は地方分権と三位一体改革で、歳入歳出一体改革を行いましたが、その結果、地方自治体は地方交付税や臨時財政対策債の削減、恒久減税による市税の減少などにより一般財源が大きく減少し、ほとんどの自治体で公債費比率や実質公債費比率が上昇し、財政の自由度が低くなっていることも議員御指摘のとおりであります。このため、19年度の予算編成方針では、国の概算要求時の地方交付税総額マイナス2.5%とこれに合併臨時経費に係る特別交付税の段階的減少分を加味し、一般財源はマイナス3.2%、約3億5,000万円減少するものと見込んでおります。また、編成方針では、発想を大胆に変えて編成作業の見直しを指示したところであり、予算要求に当たっては、これから的人口減少や高齢社会を踏まえた将来の事業量・事業内容を考慮し、実施効果を再度検証するとともに、実施計画のローリングにより見直しを図ることや合併による地域間の制度の統一を念頭に真の市民サービスのため事業の再構築を図ることなどを指示しております。また、同時に内部改革も重要な課題と位置づけ、組織のスリム化、定員適正化計画を確実に実施するよう指示しており、歳入の減少に合わせた歳出の改革を行うことで、高品質サービスを低コストで提供し、持続的な行財政運営ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。次に、企業会計を含めた公債費残高についてでありますが、平成17年度末は736億円、これが22年度には739億円になるものと見込んでおります。一方、主要財政指数につきましては、標準財政規模が一定とした場合、経常収支比率は17年度の96.8%から22年度には97.3%に上昇し、財政力指数は17年度には0.42でしたが、今後、扶助費や公債費の交付税算入が増加することから徐々に下降し、22年度には0.37になる見込みであります。実質公債費比率は17年度の16.5%が22年度には20.5%に上昇する見込みであります。また、中期財政計画につきましては現在策定中でありますが、平成17年度決算において市税や地方交付税で若干の伸びはあったものの、本年度は財源不足から既定基金の大幅な取り崩しを行う一方、歳出においては引き続き少子高齢化の進展に伴う扶助費や病院事業・下水道事業等への繰出金、さらには既存施設の改修経費等が増加しており、今後も非常に厳しい財政運営が予想されております。さらに、国においては三位一体改革の後を受け、来年度からの5カ年を財政健全化第2期と位置づけ、地方交付税等のさらなる削減も予定されるなど、議員御指摘のとおり本格的な地方分権時代を迎える中、自治体には自主的で自立的な行財政運営が強く求められております。このような状況下で、新大館市として今後とも市民サービスの水準を確保・向上させながら、将来にわたって持続的に発展させるためには、健全で安定した行財政運営が不可欠であることから、中期財政計画を年度内にはお示ししたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、合併により増加した各種施設等の配置見直しについてであります。公共施設は、全国的には昭和40年代から建設が盛んになり、本市も補助金等を活用して、多様な施設を

設置してまいりました。年月を経るにしたがい、利用のされ方も固定化してきており、中には近年の少子高齢化の進展により利用者数が急激に減少している施設や一部の方が限定期的に利用するにとどまっている施設も出てきております。また、議員御指摘のとおり、合併後の市全体を見てみると、類似施設が偏って立地しているところも見受けられ、見直す必要があるものと認識しております。そのため、これまで老朽化した施設の廃止のほか幼稚園と保育所の統廃合、PFI方式によるごみ焼却場の建設・運営、指定管理者制度の導入などに取り組んできたところであり、現在も保育業務の再編、地域の方々による公民館やコミュニティー施設の運営、温泉施設のあり方、指定管理者制度の追加導入などを検討中であり、議員御提言の町内会館の自立した運営は大いに参考にさせていただきたいと思っております。さらに、施設管理費に細かくメスを入れ、経費の節減手法や受益者負担のあり方なども研究しているところであります。今後は、すべての施設について、利用状況や将来の利用見込み等を調査し、できるだけ早い時期に地域コミュニティー再生の核となる施設を含めた公共施設全般にわたる適正配置計画を定めたいと考えております。その後、その計画に基づき、設置目的が類似している施設や利用状況等から存続の必要性が小さくなった施設などの統廃合を進めるとともに、存続する施設については指定管理者制度による民間団体の活用を進め、合併効果を最大限に発揮した効率化とスリム化を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、どの施設も設置までには歴史的背景があり、また、議会での議論を経て設置されたものでありますので、見直し案につきましては事前に議会や地域の皆様にお示しし、十分御理解を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

大きい3点目、**市税等の滞納対策及び納稅貯蓄組合のあり方について**。1つ目の市税等の滞納対策に、県との連携による取り組みや徴収嘱託員を配置したらどうかという御質問であります、議員御指摘のとおり、地方は厳しい財政運営を強いられており、自治体の徴税能力が試される時代になっております。特に、県民税をあわせて徴収する市民税の収納は、県の税収にも直接影響があることから、県から協働徴収の申し入れがあったところであり、既に市の18年度収納計画に盛り込んでおり、県の対応が整い次第実施してまいります。また、税外収納金の滞納整理につきましても、既に、住宅使用料のほか保育園使用料・病院使用料の徴収に嘱託員を配置して当たっており、昨日もお答え申し上げましたとおり、今後は市税についても徴収嘱託員の配置を検討してまいりたいと考えております。2つ目の納稅貯蓄組合の現状と、今後の組合のあり方についてであります。本年は、納稅貯蓄組合法の施行55周年の節目に当たります。現在、本市には301の納稅貯蓄組合があり、組合加入率は26%、組合員数約1万9,000人であり、特に、田代地域は加入率が75%と高くなっております。また、昨年度の組合収納実績は、個人あてに送られる納付書で納付する、いわゆる普通徴収で見ますと、普通徴収全体の収納率を約2ポイント上回る98.6%となっており、普通徴収額全体の25.5%を支えていただいております。平成15年度までの組合への報奨金制度は、16年度から事務費等補助金に制度を改めるとともに、

額につきましても一般納税者への配慮から約半分に削減させていただいたところであります。県内各市を見ますと、現在では全市が補助金制度に移行しており、交付基準もほぼ平準化してほとんど格差がない状況であります。本市の納税貯蓄組合は、他自治体からも模範として研修視察が訪れるほど市税の収納を支えていただいている優良な団体であり、今後もこれまで同様支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

大きい4点目、**集落営農と農地・水・環境向上対策について**。1つ目の9月定例会以降の品目横断的経営安定対策の進捗状況であります。集落営農組織については、これまで9集落において任意組合の設立に向けて話し合いが進められてきたところでありますが、このたび本市で第1号となる中野集落営農組織が今月15日に設立される運びとなりました。これを機に、他の集落においても集落営農組織の設立に弾みがつくものと期待しております。認定農業者につきましては8月末現在、品目横断的経営安定対策の加入要件を満たしている農家は195人でしたが、11月末現在では11人増加し、206人となっております。また、対象水田面積では1,417ヘクタールから1,465ヘクタールへと48ヘクタール増加しております。認定農業者への誘導につきましては、3ヘクタール以上の農家を対象にダイレクトメールを送付し、また、電話による啓発活動を引き続き実施しているところであります。また、集落営農の組織づくりについては、現在話し合いを進めている9集落のほかに14集落を重点推進集落と位置づけ、地域振興局・JAあきた北と協力しながら集落に伺い、組織づくりの支援を行っておりますが、さらに農家の意識を高めるために10月下旬には全農家5,500戸に「集落合意にもとづく手づくり」のパンフレットを配付し、啓発に努めております。今後も、より多くの農家・集落が本対策に加入し米価の大幅な下落を防ぎ農業所得を確保できるよう支援してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2つ目の農地・水・環境保全向上対策は御案内のとおり、農地や農業用水などを社会共通の資本と位置づけて、これらを保全するための効果の高い地域ぐるみの共同活動に対し、水田で10アール当たり国が2,200円、県と市が2,200円の合計4,400円を助成する新しい制度であります。市では、本対策を実施するために、これまで集落代表の方への意向調査を行ったほか、周知を図るため各地区で3度の説明会を開催し、さらに、関係土地改良区等と意見交換や要望のあった集落へは職員が出向くなどして希望集落や面積の取りまとめに努めてきたところであります。また、本対策は品目横断的経営安定対策とあわせて実施される国の施策であることから、品目横断的経営安定対策に参加する集落営農組織または認定農業者がその地域で経営していることと生産調整を実施し達成することとした市の基本方針を9月に策定いたしました。これまでのところ60組織からの希望があり、その面積は約3,000ヘクタールとなっておりますが、10月に示された県の基本方針案では、支援交付金の算定の対象となる農用地は田を原則とすることが示され、さらには助成単価を半額にすることも検討されていることが伝えられており、いまだ県においても事業の実施要綱等、明確な要件が示されていない状況であります。そのため、

希望集落との調整と県との協議にもうしばらく時間を要しますことから、最終的な実施集落と面積の決定は来年1月末となる見込みであります。市といたしましては、本対策の実施に向けて最大限努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（伊藤 毅君） 議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松橋日郎君の一般質問を許します。

〔51番 松橋日郎君 登壇〕（拍手）

○51番（松橋日郎君） 共産党の松橋日郎であります。26番目ということで皆さん本当に疲れだと思います。きょうの私の質問はいじめの実態についてとそれから取り組みについての若干知りていただきたいということもありますし、ちょっと変わった質問になるかもしれませんのでお許しいただきたいと思います。

いじめを克服した子供たちが教えてくれた大切なものです。最初に退職数年前のことですが、いじめを受けたA子の作文を読みたいと思います。お断りしておきますが、あえてこの場に出しますのは問題が起きる前もその後もみんなとてもいい子、かわいい子たちであったということです。その子たちがみんなの力でいじめを解決したこと。そして、A子がみんなの中にしっかりと受け入れられたとき、私の求めに即座に応じて一気に書いてくれた作文だということです。「5年生の1学期、給食時間のことです。配せんが終わって席についたとき、みんなが私の方を見てへらへら笑っているのに気がつきました。変だなと思いました。野菜を食べようとしたけどソースがなかったので後回しにしてとりに行きました。すると、みんなが私を見て「野菜だけ残ってるよ」と言うので、はしで野菜をつまみました。そのときです。野菜に髪の毛が入っているのに気づきました。私はびっくりしました。すると何人かが「一気に食べてしまえ。みんな待っているんだぞ」と言うのです。やめようとしたらHさんとNさんが「その野菜食べるのやめれ」と声をかけました。そのとき信じられないような声が聞こえました。MさんとAさんが「何だ。ちゃんと食べれ。やしいぞ。」私は目の前が真っ暗になりました。「これは人間の心じゃない。心臓が凍る」。次の日、先生は激しい口調で怒りました。このときばかりではありません。無視されたり、仲間はずれにされたりしたことが何回もありました。5年生になる前からです。「学校へ行きたくない。死んで恨みを晴らしてやる」とも思いました。ちょうど1990年、いじめの第2のピークが始まったと言われるときであります。私は市内に転任して高学年を受け持ちはしました。事はそれから間もない5月の半ば、私が急用で職

員室に呼ばれていた間に起きました。今、私は前半の部分を読みましたが、いじめは低学年から続いていました。みんなとてもいい子なのです。しかし、ここには実行する子、けしかける子、大方無関心を装う子という当時、既に全国的にあらわれているいじめの構造がありました。私はこのとき全身全霊で「人間の心ではない」と怒りました。しかし、「仲よくしなさい」「いじめはいけません」と例え安倍首相などが言う模範意識を法律で定めて幾ら教えるでも変わるものではありません。教育長も何人かの方の御答弁の中で、規範意識の欠如が出てきているとこういうふうに言っておられましたけれども、それを言うならば、例え教育基本法を改悪に誘導するために、やらせを仕組んで不正の経理の限りを尽くした国や文化省こそ規範意識の欠如の最たるものだと私は思います。さて、教師一人の力というのは大変弱いです。克服できるのは子供たち自身であり、みんなで支え合えるクラスに変える以外の解決の方法はありませんでした。学習指導要領をくるくる変え、子供たちから奪い取ってきた特別活動も含めた自主的な楽しい活動の分野、その中でも特に「知恵と力を出し合って、新しいものをみんなでつくり上げていく」という遊びも含めた文化的な活動を通して友達の痛みを酌み取る優しさを私は取り戻してほしかったのです。時間を工面して、班ごとの新聞つくり、創意を凝らした誕生会、劇の創作発表会、全員でのソーラン節の踊り等々、多くの活動に取り組みました。評価の観点はただ一つ「みんなの力が入っているか」であります。教師は側面からの援助。初めは当然するといきません。何度も立ち往生し、けんかも繰り返され、泣いてしまう子も出でます。しかし、子供たちは本来、こういう文化活動にとても飢えていて好きで好きでたまらないのです。例え、すばらしい創作劇をあつという間につくり上げてしまう豊かな創造力に驚いてしまいます。多くの葛藤の中で知恵を出し、力を出し合い、協力し合わないとよいものができないことに気がついていきます。A子も含めて弱さを持っている子に援助し、励ます様子があらわれ、この子たちが持っている力に改めて驚かされる場面も出てきました。友達はみんな願いを抱き、かけがえのない命を持っていることを規範意識などという言葉や理屈ではなく、自分たちの活動を通して思い起こしていました。他人へのいたわり、人の気持ちを酌み取る優しさは、上が決めて押しつけて育つものでは断じてありません。それは、今の教育に最も欠落している子供同士のかかわり合い、本物のぶつかり合いの中で、無数のジグザグな葛藤を通してみんながよくなっていく中で育っていくものです。課題はまだまだ残っていましたが、この子らは中学校へ行っても支えあい、成人になった今も声をかけ合って励ましあいながら懸命に生きています。友達の痛みを酌み取るようになったこの子たちは、間違いなく家族を愛し、ふるさとをこよなく愛し、よりよい国でありたいことを願って、懸命に困難を乗り切って頑張るであろうことを私は信じて疑いません。1日でも2日かかるても言い切れないようなことを一瀉千里で述べましたので、かっこいい自慢話のように聞こえたかもしれません。しかし、A子のいじめ、これが解決するまで1年以上時間を費やしました。夜眠れないこともあつたし、力不足を嘆きました。A子の後半の部分を読みます。題は強くなった私というのです。「あれから

1年以上、私は今元気です。いつも何人かの友達が小さい声で話しかけてくれました」私の求めに応じてですが、「何回も先生には手紙を書きました。先生が何人かの友達を私の味方にしで、その人たちが私を励ましてくれました。先生にも「少しくらいのことは気にしないで強くなれよ」と言わされました。班で劇や新聞つくりなどいろんなことをたくさん一緒にしました。みんなが人が変わったようにだんだん私に語りかけてくれるようになりました。私は今明るくうるさいと言っていいくらいはしゃげるようになりました。私は今生きていてよかったと思っています。今までのことが、1年前までのがうそのように思えます。私も友達の気持ちがわかるようになっていきたいです」以上です。A子以上に変わったのは、クラスの子供たち全員でした。教育再生会議、この会議が子供たちや先生への懲戒、いじめた子の別教室指導、これらの緊急対策などは官吏の発想であります。これでは問題は内にこもり何の解決にもなりません。例えば、このいとおしい子供たちがいじめを解決する筋道と上からの押しつけではない本来の意味の道徳心はどのようにしてはぐくまれるのか。つまり、いじめを乗り越え、命の大切さをはぐくむ教育のあり方に一つの答えを出してくれたのではないかと私は思っています。どうお考えになりますか。どう受けとめられますか。

大きな2番目、**教育基本法は何よりも「命の大切さ」をうたい上げたもの。教育基本法を貫く真の精神とは何でしょうか**。教育は一人一人のかけがえのない命を育てる営みです。子供たちが私に教えてくれたものは「命よりも大切なものはない。重いものはない」ということであります。教育基本法は、まさにこれを戦前のお国に奉仕する画一的な子供を育てたその教育の反省のもとに「教育の目的は人格の完成にある」と高らかにうたい上げたのです。多くの教師もそして力不足な私も、この精神がいつも何よりも支えになってきました。国や幾つかの政党も含めた人たちの中には「今のいじめなどの問題行動は、個人の自由と権利を重んじ過ぎた現在の教育基本法に根本原因がある」と決めつけてきました。とんでもないことです。このような攻撃に私のかかわった子供たちも答えを出してくれたものであり、このとうとい今の教育基本法の精神を守り、生かしていく条件を整えることこそ行政の責任であると思います。異存はありますか。あつたら根拠を示してお答えをいただきたい。

大きな3番目、**教師に教育の自由と自主性を保障する以外にいじめの克服はありません**。過密・過酷な勤務状況、管理主義を隅々まで行き渡らせ、条件を整備しないままのゆとりを奪う上からの学校5日制実施。そしてくるくる変わる学習指導要領の締めつけの中で、個々の教師が創意ある実践を行うことは大変困難な状況にあり、私がまとめた「いま、学校が危ない」これですけれども、これでは管理を優先し、学校と教師から自由を奪ってきたすさまじい経緯を克明に立証いたしました。先生たちのストレスは今やこれを著したとき以上に際立っておりります。管理の発想を根本から転換し、先生たちにきっちりとゆとりを与え、憲法が唱える自由と自主性を保障することなしには、いじめ問題などの克服は絵にかいたもちでしかありません。教育委員会の方々を含め、学校と最も近い位置にいるあなたたちがとりでになってその

瀬戸際で先生たちを守っていただきたい。ぜひその決意を伺いたいと思います。

最後4番目、**教員評価制度は信頼で結ばれる学校で子供は育つという原則を壊して先生たちを分断させてしまう。**1つ、**先生たちの信頼関係を壊す制度はやめてください。**私が教職時代に一番つらかったことの一つは子供たちの成績の評価でした。毎日子供たちと一緒にいてわかっているはずなのに、各教科にわたる評価項目をどうするかということになると自信を持てず、子供や父母に申しわけないという気持ちが頭から離れませんでした。先日、孫の通知表を見てまざまざとそのことを思い起こしました。教員評価制度が17年度施行、18年度から実施になりました。国や県の方は、いずれはこれを給与格差や昇格・降格にもつなげるとさえ言っております。子供の評価さえ困難なのに授業や学級の様子をほとんど見もしないで、評価基準も含め、いかなる理由づけをしても公平・公正な評価は不可能であり、結果は主観的・恣意的なものにならざるを得ません。恐ろしいことです。先生の自己申告を見て、2、3回5分程度の授業を見て話し合っただけで、例えば私が体験した子供たちの毎日の苦悩と葛藤がわかってたまりますか。冗談ではありません。学校は同じ規格の製品をつくる場ではありません。多様な個性を持った生きた子供を育てる躍動する場です。教師の評価は成長していく子供たちのみがやってくれます。それ以外にありません。これを大館市で実施しようと決めたのはどこの機関ですか。県がやると言ったからやるのですか。教育長も含めて、校長先生も含めて、これを客観的に評価できる方がいたら教えてください。「評価のみを重視した教員に指導された子供の将来が心配だ」と地元紙にも声が紹介されておりました。既に勤務評定が行われたときから、上に気を使う状況がはっきりとあらわれてきております。これでは、教師一人一人がますます分断され、孤立させられ、対立意識さえ生じさせられてしまい、信頼で結ばれた学校の中で子供は育つという一番大切なものを壊し、学校を単なる教師の集合体にしてしまいます。来年度からこの制度は何とかやめていただきたい。

2つ、**教職員間の徹底した議論の場を保証するための具体的な施策を示してください。**信頼で結ばれた学校でと私は申しました。91年、求められて雑誌「現在と教育」に一文を書きましたが、その一部分「22年ぶりに大館に戻ってきて、研修・諸会議・雑務の洪水の中で職員室に子供についての語り合いはなかった。折から市内の幾つかの学校で荒れが出て、授業が成立しないような状況があらわれても、もちろんいじめの問題が起きてても、全職員による合意づくりと取り組みは起こっていなかった。今私がいる学校の教職員の合意をどのようにつくり出し父母に働きかけていくか、のつべきならない課題であった。全職員による研究会を定期的に設定した。子供たちの問題が、学級を中心とした生活の中にどのようにあらわれているか、みんなで話し合った。万引き、不登校、そして多くの学級にいじめの現象があった。子供同士のかかわりが限りなく希薄になっていることが明らかになった」私は生徒指導主事担当でした。超過密日課の中で全職員による語り合いを定期的に設定することはとても困難でした。何度も何度も校長先生にお願いしました。やっと決断してくださいました。教職員みんなでいじめなどす

べての問題を隠さないで出し合い、徹底して語り合いました。もちろんいじめの問題もです。新たな教員評価制度、そして教員免許制度、加えて絶対不可能な学校の外部評価制度の導入、さらに全国一斉学力テストの強行等々は恐ろしい競争原理を乱暴に学校に持ち込んで、先生たちの信頼関係を壊します。形のみの押しつけ研修が横行し、官製の研究会や指導主事訪問なども含め、学校は多忙化をきわめ、職員会議は単なる伝達の機関になってしまっています。いじめなどの真剣な議論の場はどこを探してもありません。それなのに今度は条件を整えもせずに、いじめの数はどのくらいありますかとか、いじめをなくせとでも指示するのでしょうか。余りにも場当たり主義で教育行政の体質管理的な体質は何も変わっていません。官製の研修会・雑務や形式的な報告などは徹底的に整理してください。信頼で結ばれた学校の中でなければ、いじめは克服できないことを肝に銘じて、先生たちと学校を信頼して自由な論議の場を保障するための具体的な施策をぜひとも示していただきたい。終わります。（拍手）（降壇）

○教育長（仲澤鋭蔵君） 松橋議員の1点目、いじめを克服した子供たちが教えてくれた命の大切さの御質問にお答えいたします。真の道徳心「規範意識」はどのようにしてはぐくまれるのか。私の体験したいじめの取り組みを通してについてありますが、紹介していただいた事例はすばらしい取り組みであり、共感させられる部分が多くありました。特に温かい学級経営、子供と教師、子供同士の信頼関係を基盤にした粘り強いいじめへの取り組みであること、いじめの構造に見られる被害者・加害者・傍観者をしっかりととらえた取り組みであること、この2点に感心させられました。いじめに対して学校を指導するときに参考にさせていただきたいと思います。現在、学校では、子供たちの豊かな心の育成のために子供と教師の信頼関係を基盤とした学級づくり、道徳の時間の充実、特別活動や総合的な学習の時間を中心とした体験活動の充実などに鋭意取り組んでおります。また、問題が発生した場合は、学級担任が一人で抱え込まない、内に開かれた学校づくりも進めているところであります。今後、さらに子供の心を育てる取り組みや家庭との連携について校長会やPTA研修会、そして学校訪問などで働きかけてまいりたいと考えております。

松橋議員の2点目、教育基本法は何よりも「命の尊さ」をうたい上げたものの御質問にお答えいたします。教育基本法を貫く真の精神とは何か。教育問題の原因が現行教育基本法にあるという詭弁についてですが、教育基本法の理念・精神についてはいろいろな考え方や議論があるところですが、いずれにしても、その目的が人格の完成にあるということについては異論のないところだと認識しております。また、議員も御承知のように、教育基本法については現在、国会で改正案が審議されており、教育基本法の内容にかかわって意見を述べることは適切でないと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

松橋議員の3点目、教師に教育の自主性と自由を保障する以外にいじめの克服はあり得ないの御質問にお答えいたします。上意下達のすさまじい管理がいじめなどの問題の克服を一層困難にしてきた。瀬戸際で先生たちを守ってくださいについてでありますが、学校現場が忙しく、

先生たちのストレスも多いということについては把握しているところであります。学校組織や諸会議の見直し、休暇の有効な取得などをお願いし対応をしているところでありますが、教育委員会としての対応を含めて教職員の多忙感やストレスについて、総合的に検討してまいりたいと考えております。教師の自主性と自由につきましては、法令の範囲内で尊重されなければならないと考えておりますが、学校は校長を中心として、教職員が一体となって組織的な教育活動を進めていく場でありますので、校長が適切に指導・監督していけるよう支援してまいりたいと考えております。

松橋議員の4点目、**教員評価制度は信頼で結ばれる学校で子供は育つ**という原則を壊して先生たちを分断してしまうの御質問にお答えいたします。①先生たちの信頼関係を壊す制度はやめてほしい。公正・公平に評価できる方がいたら教えてほしいについてであります。平成17年度の1年間の試行期間を経て、今年度から教員の新しい人事評価制度が実施されております。この制度は、年度当初に学校教育目標や経営の重点を踏まえて、自分の目標設定を行い、1年間取り組んだ結果を自己評価し、最後に校長・教頭が評価するというシステムであります。評価ということでデメリットだけ言われることが多いわけですが、特に、次の3点からメリットも大きいと考えております。1つ目、目標設定時などに校長と面談を行い、1年間の取り組みについてじっくり話し合う時間を確保することができ、共通理解が図られること。2つ目、自分の目標に向かって取り組むことにより、教師の資質向上が図られること。3つ目、学校の目標を踏まえての目標設定なので教師の力が学校の力になることであります。また、昨年度まで実施されていた勤務評定は廃止され教員評価は一本化されましたが、新しい評価制度は評価結果を本人に開示することになっており、職員の見えないところで行われてきた勤務評定よりは一步改善された評価であると考えております。各学校ではさまざまな工夫をして、この制度を生かしていこうと考えて取り組んでおります。大館市では特に目指す子供の姿を大切にして、子供がどう成長したのか、どう変わったのかを目標設定と評価の際には意識するように指導しているところであります。新しい教員評価制度は、大館市が独自に実施しているものではなく、任命権者である秋田県教育委員会が実施している制度であります。したがいまして、大館市教育委員会の判断でやめることができるものではありません。大館市教育委員会としましては、学校の声を十分聞きながら、運用の面でよりよい制度にしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

②**教職員間の徹底した議論の場を保証するための具体的な施策を示してほしい**についてであります。御指摘のとおり、実際に多忙な状況にあると思いますので、事務手続や研修会の参加については検討していきたいと考えております。今年度は、教育委員会と校長会・事務職員部会・教職員組合との話し合いの機会を多く持ちまして、改善できることは改善する方向で進めているところであります。今後も、校長会等との話し合いの機会を設定しながら改善を図っていきたいと考えております。また、子供たちを育していくためには教師の研修は必要であり、

大館市でも教師の資質向上を図っていくことが大きな課題となっております。初任者研修や10年研修のように法的に義務づけられた研修などを除けば、学校が自主的に要請している研修会が多く、以前より教師が授業のことや子供たちのことについて語り合う場はふえていると認識しております。職員会議を初め校内の諸会議についても、各学校で効率的な会議になるように工夫をしているところあります。さらに、校内の職員だけで研修したり話し合ったりする場が必要なことはもちろんありますが、指導主事を要請し、新しい情報を得て子供たちの指導に役立てていく研修の場を持つことも大切なこともあります。大館市では、講師に対する研修会を年4回実施して成果を上げております。今後は、組織や会議の見直し、事務手続や研修会参加の精選などの見直しをさらに進めながら、職員の共通理解が深められる場を確保できるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上であります。御理解賜りますようお願ひいたします。

○51番（松橋日郎君） 議長、51番。

○議長（伊藤 毅君） 51番。

○51番（松橋日郎君） 褒めていただくために私言ったわけではありません。ちょっと肩透かしを食った感じがいたします。教育長は何人かの同僚議員の質問に対してもいろいろ答弁されております。例えば、アンケートをとる、これは確かに一つの手法でしょうが、これは発見ではなくて数のおおよそを調べる、アンケートに書く子供たちの心理というのがありまして、かなり不正確であります。この手法は消極的ないじめ対応の手法だと私は思います。何か核心に迫っていないのですよ、いじめをどう乗り越えるかということに関して。それからいじめ対策委員会というような話もちょっと出たように思います。私が取り組んでいた当時、1990年代第2のピークのころは、いじめ対策委員会というのが各学校にあったのです。ところがいろいろ調べたのですがほとんど機能していない。例えばある学校ですさまじいいじめが起きたとき、担任が孤立してしまう。校長・教頭先生も含めて対策委員会も機能しない。学校がばらばらになつて父母も子供も大変混乱したという事実も私は知っております。それからカウンセリングなどという話もちょっと出たのですが、これは1対1、いじめた子、いじめられた子。確かにこれは必要です。必要ですが、全体のいじめを克服していく力をどう育てるかということからするとやはり消極的です。私が言いたかったのは、いじめは積極的に向かっていかなければならぬということを言ったのです。教育長は参考にするとかと言ってくださいましたけれども、原則は子供、クラスを変えるということです。子供全体を変えるということです。特に子供たちから不足している自主的な活動の部分、特に学習指導要領で今削られてきてます。その部分をうんと活用しながら、私の例は一つの例ですが、子供全体を変えた中でなければいじめは絶対克服できないのです。そのこと一つとそれからいじめ対策とか何人かでやるようなのは後追いが出てきたら何とする。後追いです。これは消極的で機能しない。やっぱり先生たち全員がすべてのことを出し合って徹底的に議論する。これは私たちの学校の方で実際やつたことで

す。この攻めていく取り組みでなければいじめを克服できないということ。そのために、先生たちに自由と自主性を保障してください。それができる、全員の一致した共通理解が得られる、議論できる場が得られるように具体的な施策を示していただきたい。こういうふうに私が言ったのです。もう一度お答えをいただきたい。それから教員評価制度なのですが、目標設定、校長と話し合えるとか自分の目標に向かってとか、校長と話し合える時間もこれ大変です。こんなこと言ったって、実際子供たちと先生と触れ合っている姿、そして授業をほとんど見られないので客観的な評価ができないと私は言ったのです。1つ具体的に伺います。これは教育委員会からもらったので、評価観点表という教諭のがあります、全部そうなのですが、例えば学級経営の3「児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、それぞれが発するサインに気付き、一人一人を生かしている」これ申告だけでわかりますか。校長先生これ判断できますか。教科等の指導「一人一人の児童生徒の適性を理解した上で、学習過程における児童生徒の反応を予想し、適切な手立てを講じて指導している」こんなことわかりますか。校長先生はわかりませんよ、教室に張りついていなければわかりませんよ。自己申告だけで校長先生が評価して、その評価が競う合いの方にだんだん向かっていく、先生たちを分断してしまう。一致して取り組まなければならない学校をこういうことで分断してしまう。それから生徒指導「日常の児童生徒との触れ合いや観察・調査、きめ細やかな実態の把握に努め、いじめの未然防止や早期発見に努めている」これなんかもわかりますか。苦闘している子供たちと先生たちの状況、校長先生わかりますか。これどのように判定するか教えていただきたい。まず、以上。

○教育長（仲澤銳蔵君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 教育長。

○教育長（仲澤銳蔵君） いじめ対策については議員御指摘のように、特に最近は多様ないじめのスタイルが出てきております。ただそれがいじめた側を罰するとかそれだけではもちろん解決しないわけですけれども、今いろいろと言われておりますように、どういじめた子供を指導するか、それからいじめられた子供をどう守るか、これが基本になるだろうと思います。先ほど言わされましたように、結果としてそれが子供集団全体がそういういじめに対する意識をしっかりと持てるようにするということがまず第一だと思いますけれども、最終的にはそれが目標だと思いますけれども、その手法は今いろいろな手立てでとられているわけで、単に担任の先生が1人だけではなくて、今学校ではそういういじめの子供、具体的にあらわれてきた場合、発見された場合、先ほど言いましたいじめ対策委員会中心にして取り組みを進めていく。それからそれだけでも対応できない場合もあります。家庭の中である場合も出てきますので、これについても保護者との連携をとる。これは、今は大館市の場合、担当の指導主事がいますので、仲立ちに入って、また手当てをとっていく。そういう意味で時間をかけてじっくりと取り組んでいくというのが今とっているスタイルであります。それから教員評価についてですけれども、先ほども申し上げましたように、最初に目標設定をするわけですけれども、その際に校長さん

といろいろと意見交換をする。目標設定した後、先ほどの議員挙げられた評価観点表、教諭の場合ですけれども、これに基づいて教員一人一人が自己評価をしていくわけです。自己評価をして、もちろん校長さんは時間の許す限り各教員の学級経営だとか教科の指導だとか、あるいは総合的な学習時間の指導の仕方とかこういったことを見て回るというふうにしている校長さんがほとんどです。後で最終的に校長・教頭が評価するのはその自己評価とそれからそれまで目標設定して1年間実際に業務をやって、そのことがどういう形で具体化されているか、そのいわば結果、業績評価と言ったらしいでしようか、それをもとにして教頭が評価し、その教頭の評価をもとにして校長が評価する。こういうスタイルで最終的な評価を進めていく。その結果をこういうふうに評価しましたよということを御本人にも伝えていくと、こういう形で今評価を進めているところであります。以上であります。

○51番（松橋日郎君） 議長、51番。

○議長（伊藤毅君） 51番。

○51番（松橋日郎君） これ以上突っ込んでもどうしようもないって感じもするのですが、自己評価は当然ですよ、先生たちやってますし、学校でもやってますし、自己評価して先生が頑張ったと。その話聞いて、できる限り教室にも行ってと言ったけれども、どのくらい行けるかわかりますか教育長。校長先生たちも今忙しくて出張でいない方が多いという校長先生が多いのですよ。ほとんどまず大きい学校だったら年に4、5回、2、3分程度回って見て歩くくらいしかできないと思いますよ。何でそれでさっき言えば言ったようなことが客観的に評価ができるのか。できないと私は言っているのです。できないのを何で無理してやるのか。それで先生たち分断されるということなのですよ。何でそんなことをやるのか。県がやっているからと言いましたけれども、それでは教育委員会の主体性は一体どこに行くのですか。私は一番近くにいる学校と子供と先生たちを守る、さっきも言ったようにとりでだというふうに言ったのです。そういう意味で私は教育委員会は必要だと思っています。だけど今地方教育委員会無用論も出てきます。だけど私はくみしない。だから先生たちを分断して苦しめるようなことはやめて自主的な判断ができる地方教育委員会になっていただきたい、そういう思いを込めて私は申し上げたのです。これ以上答弁は要りません。

○議長（伊藤毅君） 以上で、一般質問を終わります。

○28番（安部貞榮君） 議長、議事進行。

○議長（伊藤毅君） 28番。

○28番（安部貞榮君） 議事進行の立場で、議長にお話ししたいと思っています。先ほどの5番目に一般質問した小畠議員さんの発言の中に、本題に入る前に小畠市長についてのいろいろな御発言がありました。その中に「何々は、市長にものを頼むのはおかしい、できないのでは

ないか」という、そういう発言がございました。私は、この場は一般質問という公的な場でありますし、当局とあるいは市長と議員との関係は、それぞれに前向きな御批判をしながら、より発展するための議論をする場と考えています。先ほどの小畠さんの発言は、市長と議員はものを頼む・頼まれる、そういう関係の発言のように、私受けとめました。このことが真意だとすれば、私の聞き違いならこれ別ですけれども、真意だとすれば、これが議事録に載っていくことはいかがなものか。こういうことで、議長にその確認をお願いできればありがたいと思って発言しました。

○議長（伊藤 毅君） 暫時休憩いたします。

午後3時07分 休憩

午後3時09分 再開

○議長（伊藤 毅君） 再開いたします。

ただいまの取り扱いを協議するために議会運営委員会の開催を委員長にお願いいたしましたところ、了承いただきましたので、休憩中に第1委員会室において議会運営委員会の開催をお願いいたします。

それでは、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後4時06分 再開

○議長（伊藤 毅君） 再開いたします。

○1番（小畠 淳君） 議長、1番。

○議長（伊藤 毅君） 1番。

○1番（小畠 淳君） 先ほどの一般質問の中での私の発言の一部を訂正してくださるようお願いいたします。

○議長（伊藤 毅君） ただいま小畠議員から発言の一部訂正の申し出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出はこれを許可することに決しました。

なお、訂正箇所につきましては、議長に一任願います。

日程第2 議案等の付託

○議長（伊藤 毅君） 日程第2、議案等の付託を行います。議案等40件はお手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議案等付託表

番号	件名	付託委員会
議案 第120号	大館市職員定数条例の一部を改正する条例案	総財委
〃 第121号	大館市長期継続契約に関する条例案	〃
〃 第122号	大館市山瀬財産区管理会条例案	〃
〃 第123号	大館市コンポストセンターに関する条例の一部を改正する条例案	教産委
〃 第124号	大館市立幼稚園条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第125号	大館市児童育成施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第126号	大館市立スポーツ館に関する条例を廃止する条例案	〃
〃 第127号	旧慣使用権の廃止について（积迦内字台野道上地内）	総財委
〃 第128号	旧慣使用権の廃止について（商人留字横道下地内）	〃
〃 第129号	旧慣使用権の廃止について（商人留字完ヶ森地内）	〃
〃 第130号	旧慣使用権の廃止について（櫃崎字上野道上地内）	〃
〃 第131号	秋田県市町村会館管理組合規約の変更について	〃
〃 第132号	秋田県市町村総合事務組合規約の変更について	〃
〃 第133号	秋田県後期高齢者医療広域連合の設立について	厚生委
〃 第134号	市営土地改良事業の施行について（比内町笹館地内）	教産委
〃 第135号	市道路線の認定について（観音堂西7号線ほか3路線）	建水委
〃 第136号	平成18年度大館市一般会計補正予算（第3号）案	（分割）
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全部 歳出 第1款 議会費 第2款 総務費（ただし、第1項第18目～第21目）	総財委

	<p>及び第3項を除く)</p> <p>第9款 消防費</p> <p>第4条第4表 (1)・(2)地方債補正 (最終調整)</p>	
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第18目～第21目 及び第3項</p> <p>第3款 民生費</p> <p>第4款 衛生費</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、 第4款 衛生費</p>	厚生委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費</p> <p>第6款 農林水産業費</p> <p>第7款 商工費</p> <p>第10款 教育費</p> <p>第11款 災害復旧費</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、 第10款 教育費</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正</p>	教産委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第8款 土木費</p>	建水委
議案 第137号	平成18年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案	厚生委
〃 第138号	平成18年度大館市老人保健特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第139号	平成18年度大館市介護保険特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第140号	平成18年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第141号	平成18年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第142号	平成18年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第143号	平成18年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案	教産委

議案 第144号	平成18年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計補正予算(第2号)案	教産委
〃 第145号	平成18年度大館市財産区特別会計補正予算(第3号)案	総財委
〃 第146号	平成18年度大館市水道事業会計補正予算(第3号)案	建水委
〃 第147号	平成18年度大館市工業用水道事業会計補正予算(第1号)案	〃
〃 第148号	平成18年度大館市下水道事業会計補正予算(第2号)案	〃
〃 第149号	平成18年度大館市病院事業会計補正予算(第2号)案	厚生委
請願 第17号	国際刑事裁判所条約批准に関する意見書の提出要請について	総財委
〃 第18号	旧上川沿小学校跡地の活用について	厚生委
陳情 第85号	秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第86号	「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書の提出要請について	総財委
〃 第87号	「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書の提出要請について	厚生委
〃 第88号	療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第89号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出要請について	教産委
〃 第90号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出要請について	総財委
〃 第91号	米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める意見書の提出要請について	教産委
〃 第92号	市民を災害から守るための河川の成因に基づく改修を求める意見書の提出要請について	建水委

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月20日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時07分 散会